年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 46 件

国民年金関係 17件

厚生年金関係 29 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 71 件

国民年金関係 29 件

厚生年金関係 42 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から47年3月まで

② 昭和47年7月から48年3月まで

私は、自分で国民年金の加入手続をした記憶は無く、詳しいことは 分からないが、独身時代は同居していた母に給料を渡して管理しても らっていたので、母が、その中から私の国民年金保険料を納付してく れていたと思う(申立期間①)。

結婚後は妻が、昭和 47 年 11 月までの保険料は私の分だけを、妻が 国民年金に加入した同年 12 月以降の保険料は夫婦二人分を、それぞ れ 2 か月又は 3 か月ごとに A 県 B 市役所又は金融機関で納付してくれ ていたと思う(申立期間②)。

申立期間①及び②について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金記録をみると、申立期間②以降 の国民年金加入期間中の国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立期間は9か月と比較的短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人に係るA県B市の国民年金被保険者名簿を見ると申立期間②直前の昭和 47 年4月から同年6月までの保険料が現年度納付されていることが確認でき、申立期間②の保険料も現年度納付が可能であった上、その妻が申立人の保険料を現年度納付したとする申立人及びその妻の陳述と符合する。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付手続等をした記憶は無いが、同居していた母が申立人の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和 46 年 11 月付けであり、申立期間①のうち、45 年 9 月から 46 年 3 月までの保険料は、現年度納付できない上、同手帳の昭和 46 年度欄(申立期間①のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで)に検認印は押されていない。

また、申立人は、申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間①の保険料納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付して いたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで

- ② 昭和39年7月から40年3月まで
- ③ 昭和48年10月から49年3月まで
- ④ 昭和50年10月から51年3月まで
- ⑤ 昭和51年10月から52年3月まで

私は、A市に居住していた昭和 35 年ごろ、市の職員が国民年金の加入勧奨に来たので、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたと思う。

加入後は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 38 年ごろから、経済的に余裕ができたので、私が、自宅に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していたと思う(申立期間①及び②)。

昭和44年ごろに、B市に転居した後も生活は苦しかったが、47年ごろから生活は向上し、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたと思う(申立期間③、④及び⑤)。

申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料は、私が、夫の分と一緒に夫婦二人分を納付しているはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9か月と短期間である上、その前後の期間の国 民年金保険料は、夫婦同一日に現年度納付されていることが、申立人及び その夫の国民年金手帳の検認印から確認できる。

また、申立人の夫は、申立期間②の保険料は納付済みであるところ、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた申立人が、申立期間②当時、自身の保険料も一緒に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、生活状況が改善した昭和 38 年 ごろから、申立人が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は申立期間①を含む昭和36年4月から39年3月までの間、申請免除期間であったことが申立人の国民年金手帳及び特殊台帳の記載により確認でき、当該期間は申立人の夫も同様に申請免除期間であったことが確認できる。

また、申立期間①について、その後、追納されたことを示す事跡も見当たらない。

申立期間③、④及び⑤について、申立人は、いずれの期間も申立人が夫婦二人分の保険料を定期的に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る特殊台帳及びB市の国民年金被保険者記録をみると、申立期間③、④及び⑤はいずれも未納と記録されており、過年度納付された事跡も見当たらない。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫も当該期間の保険料は未納である。

さらに、申立人が、申立期間①、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①、③、④及び⑤について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで

- ② 昭和48年10月から49年3月まで
- ③ 昭和50年1月から同年3月まで
- ④ 昭和50年10月から51年3月まで
- ⑤ 昭和51年10月から52年3月まで

A市に居住していた昭和 35 年ごろ、市の職員が国民年金の加入勧奨に来たので、妻が、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたと思う。

加入後は、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 38 年ごろから、経済的に余裕ができたので、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。(申立期間①)

昭和44年ごろに、B市に転居した後も生活は苦しかったが、47年ごろから生活は向上し、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたと思う(申立期間②、③、④及び⑤)。

申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料は、妻が、妻の分と一緒に夫婦二人分を納付しているはずなので納付済期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間③及びその前後の期間についても納付済みである。

また、申立期間③は、3か月と短期間である。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和 49 年4月から同年9月までの保険料について、重複納付により申立期間③の期間中の 50 年3月26 日及び申立期間③後の 51 年6月20日の2回に分けて還付処理されていることが確認できる。本来、同還付決議の際、申立期間③の未納期間の一部に充当されるべきところ、充当されておらず、当時、申立期間③の保険料が納付されていたため充当されず還付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、生活状況が改善した昭和 38 年 ごろから、申立人の妻が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は申立期間①を含む昭和36年4月から39年3月までの間、申請免除期間であったことが申立人の国民年金手帳及び特殊台帳の記載により確認でき、当該期間は申立人の妻も同様に申請免除期間であったことが確認できる。

また、申立期間①について、その後、追納されたことを示す事跡も見当たらない。

申立期間②、④及び⑤について、申立人は、いずれの期間も申立人の妻が夫婦二人の保険料を定期的に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の特殊台帳及びB市の国民年金被保険者記録をみると、申立期間②、④及び⑤はいずれも未納と記録されており、過年度納付された事跡も見当たらない。

また、申立人の保険料を納付していたとするその妻も当該期間の保険料は未納である。

さらに、申立人の妻が、申立人の申立期間①、②、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①、②、④及び⑤について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

大阪国民年金 事案 3607 (事案 1327 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年7月まで

私の昭和 38 年4月から同年7月までの国民年金保険料は、前回の申立てに対してあっせんにより納付済期間と認められたが、「厚生年金保険の脱退手当金支給期間であることから、法令上、国民年金保険料は還付となり、年金の給付に反映されないこととなる。」との説明を社会保険事務所から受けた。当時の保険料が還付されるのであれば、そのまま納付済期間として年金の給付が受けられるようになることを希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月7日付けで昭和38年4月から39年3月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨のあっせんが行われている。

また、納付が認められた期間の内、昭和 38 年4月から同年7月までの期間は、申立内容どおり、保険料を納付していることは認められるものの、厚生年金保険加入期間であるため、国民年金被保険者とはなり得る期間でないことから同保険料は還付されることとなる。

しかしながら、この厚生年金保険の加入期間は、脱退手当金が支給されており年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことが明らかであり、申立人が保険料を納付してから既に 40 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値するものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について、被保険者資格を認めず納付済期間としないことは信義衡平の原則に

反するものと考えられる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間について国民年金保険料納付済期間とすべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から46年9月まで

② 昭和48年10月から49年3月まで

昭和 46 年 10 月に厚生年金保険加入期間については脱退手当金を受け取った。同年 11 月に、亡き父が申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。しかし、当該期間は国民年金の受給の際に反映されないと説明を受けたので、しかたなく保険料の還付を受けた。

申立期間②は、集金人が来ていたような気がする。 1 か月の国民年金保険料は 800 円又は 900 円ぐらいと記憶しており、一月も欠かさず納付していたのに、当該期間は未納とされており、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料について、申立人の父親が納付したのに 国民年金の受給の際に年金額の計算の基礎には反映されないと説明を受け たので、しかたなく保険料の還付を受けたと申し立てるとともに、申立期 間②の保険料は毎月欠かさず納付していたのに、未納とされているのは納 得できないと申し立てている。

そこで、申立期間①について、社会保険庁の記録をみると、昭和 46 年 11 月に国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したことが確認できる。また、申立人の父親は、申立人が結婚準備のため、A県の会社を退職し一時的に実家に転入した際、国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと考えられる。

本来、資格取得日を遡及する場合、前住所地での国民年金の加入及び保険料納付の有無及び厚生年金保険などの加入を確認するが、申立人の父親が申立人の前住所地での会社勤務を伝えなかったとは考え難く、行政側の不充分な対応により 20 歳から誤適用され、保険料の納付を行ったと推認される。

なお、申立期間①の保険料は、平成 20 年 3 月になって厚生年金保険加入期間であったとして還付がなされ、また、申立人は脱退手当金の支給を受けていたため、この間は年金受給額の算定基礎にはならず、年金給付額には反映されないこととなった。

しかしながら、保険料が還付された時期が、保険料が納付されてから 40年近く経過していることを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待 権は尊重されるべきであり、被保険者の資格を認めず納付済期間としない のは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

次に申立期間②について、社会保険庁の記録をみると、昭和 47 年 6 月 に新たな国民年金手帳記号番号の払出しを受け、この手帳記号番号により、同年 4 月から 60 歳で被保険者資格を喪失する平成 19 年*月までの保険料を、申立期間②を除き完納しているとともに、同年 12 月からは高齢任意加入していることが確認でき、申立人の納付意識が高かったものと推定できる。

また、申立期間②を挟み、その前後の生活に大きな変化は無く、申立期間②は6か月と短期間であることから、この間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間②の保険料納付期限は、昭和 49 年 4 月末であるが、 市では、昭和 49 年度から保険料納付方法が印紙検認方式から納付書方式 に変わっており、被保険者管理も紙台帳からコンピュータ管理への移行期 であり、何らかの事務的過誤が生じた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間①について国民年金保険料納付済期間とすべきものとし、申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から49年3月まで

私は、結婚した昭和 49 年 3 月ごろ、妻は、私が年金に加入していないことを知り、将来のことを考えて国民年金の加入手続をしてくれた。妻がA市役所に電話で問い合わせ、さかのぼって納付できることを聞き、後日、市役所で加入手続をした。納付書は郵送で届き、金額が大きかったので納付書ごとに 2 回から 3 回に分けて銀行から納付した。保険料は、1 か月、750 円から 900 円ぐらいだったと思う。その後、再度A市役所に電話してさかのぼって納付したことを確認した。

妻は、私の年金を納付したいとの思いが強くあったので、当然、納付書の納付期間は確認していたと思う。また、妻は疑問点があれば、すぐ電話で問い合わせるので、さかのぼって納付できると聞いたにもかかわらず納付書が届かなかったり、納付期間が違っていたら問い合わせていたと思う。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に申立人の妻が国民年金の加入手続をし、さかの ぼって保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 49年5月に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できる。この時期は、第2回目の特例納付実施期間中(昭和 49年1月1日から 50年 12月 31日まで)であることから、申立期間のうち、45年2月から 47年 12月までの期間の保険料は特例納付が、48年1月から 49年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人が記憶している保険料 900 円は、第2回目の特例納付1か月分の保険料額と符合し、申立内容に不自然な点はみられない。

さらに、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、免除追納期間も含めて申立期間以外は未納が無く、また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付記録をみても、過年度納付及び免除追納期間を含め保険料を完納していることから、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人の妻の記録をみると、特殊台帳から、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた、昭和 49 年 5 月に同年 2 月及び 3 月の保険料を過年度納付していることが確認でき、夫婦二人分の加入手続を一緒にしておきながら、申立人より若い、申立人の妻の保険料をさかのぼって納付し、申立人の保険料を納めなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は、昭和43年11月に結婚し、国民年金に夫婦で加入した。その後、 夫婦で一緒に夫婦二人分の納付を続けてきた。申立期間の2か月について、納付書で納付したが、夫は納付済みの記録となっているのに、 私の記録のみ未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 43 年 11 月に結婚し、以後夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、夫婦二人分の納付状況を確認すると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 44 年 2 月に夫婦連番で払い出されている上、納付日が確認できる 63 年 4 月から平成 12 年 3 月までの社会保険庁の記録をみると、すべて同一日に納付されており、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられるほか、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を確認しても申立人とその夫は昭和 43 年 12 月以降申立期間を除き、同様の納付記録となっている。

また、申立人は、昭和43年12月以降、申立期間の2か月を除き、平成12年3月までの保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立 人の夫の申立期間の保険料は納付済みである。

加えて、申立期間当時、申立人とその夫の会社は経営が順調で生活状況も安定しており、生活状況に特段の変化は無かったと陳述していることから、夫婦のうち、申立人のみが申立期間の2か月を納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

昭和 45 年*月に 20 歳になったことから、母が国民年金の加入手続を して、以降は母が保険料を納付してくれていた。

ねんきん特別便には私の国民年金の記録が無かったことから、社会保険事務所に昭和50年3月までの押印がある領収書を提出し、45年*月から50年1月までの記録は訂正されたが、同年2月及び同年3月の保険料は還付済みとの社会保険庁からの回答をもらった。

保険料を還付された記憶は無く、社会保険庁からの回答は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、国民年金保険料と厚生年金保険料と重複納付しており、社会保険庁からは申立期間の保険料については還付していると回答をもらったが、還付を受けていないと申し立てている。

そこで、申立人が所持するA市発行の昭和 49 年度の国民年金保険料納 入通知書を見ると、申立期間については領収印が押されており、また、市 の被保険者名簿においても同期間については検認されていることが確認で きることから、国民年金保険料の納付が確認できる。

また、申立人の資格記録をみると、昭和 50 年2月に厚生年金保険の資格を取得していることから、同年2月及び同年3月は国民年金との重複納付であることが確認できる。

この場合、申立期間について、国民年金保険料は還付処理がなされる期間となる。

しかし、社会保険事務所には還付整理簿が保管されておらず、市の被保険者名簿には保険料を還付したことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、社会保険事務所は、保険料を還付した場合、通常は特殊台帳として残すとしているところ、申立人の特殊台帳は存在しない。

これらの点を踏まえると、申立期間の国民年金保険料の還付はなされていないと考える方が相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年 金保険料については還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月及び同年6月

昭和 46 年ごろに国民年金に加入した。以後、定期的に保険料を納付した。また、当時の保険料は 450 円又は 550 円ぐらいだったことを記憶している。夫の年金請求時に、私の年金記録を確認したところ、 2 か月の未納期間が分かった。既に当時の領収書等は所持していないが、 2 か月だけ納付しないことは考えられないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月 27 日に任意加入により国民年金の資格の取得を行うとともに、国民年金加入期間 444 か月のうち、任意加入期間 169 か月を含む 442 か月の保険料は納付済みであることが社会保険庁の記録から確認できることから、国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 48 年 5 月 10 日にA市からB市に転居しているが、 国民年金に係る住所変更届は、当月中になされていることが市の記録から 確認できるほか、申立期間直後の保険料は現年度納付済みであることが特 殊台帳の記録から確認できる。この場合、同一年度となる申立期間につい ても同様に現年度納付が可能であった。さらに、転居地のB市では、年度 途中の転入者の納付書を発行する際には、前住地における納付記録を確認 の上、作成していたとしている。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立人が、 住所変更手続を適切に行いながら、申立期間を未納にした上で、後の期間 から現年度納付を行うとは考え難く、直後の期間と同様に、現年度納付し ていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間 及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで

② 昭和52年7月から54年3月まで

③ 昭和55年10月から56年3月まで

④ 昭和57年1月から同年3月まで

結婚してA県B市C町に住むようになった昭和 46 年ごろから、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していた。上記期間は、妻が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してA県B市C町に住むようになった昭和 46 年ごろから、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和43年3月19日にD県E市において発行され、46年1月16日に同市からB市C町へ住所変更しているが、申立人の妻は、44年6月24日にD県F市で発行され、申立期間④の約1年後である58年2月28日に同市からB市G町へ住所変更していることが確認でき、夫婦で国民年金に係るB市への住所変更手続の時期が大きく異なっている。

また、住所変更手続前の申立人の妻の保険料は、すべて納付済みとなっているが、このことについて、申立人の妻は、時期は定かでないが、実家の父親が保険料を納付してくれていたことを思い出したと陳述しているこ

となどを踏まえると、申立期間①、②、③及び④当時、申立人の妻がB市 C町において、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたものと みるのは困難である。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、それまで未納であった申立期間② 直後の昭和54年4月から同年12月までの保険料を、56年8月に一括し て過年度納付していることが確認できることから、この時点において、申 立期間①及び②の保険料は、時効により納付することができなかったもの と考えられる上、申立期間①及び②は合計33か月に及び、この間、定期 的に訪れる集金人に納付したとする保険料の納付記録が、毎回連続して欠 落することは考え難い。

加えて、申立人の妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間③及び④について、申立人の納付記録をみると、昭和55年1月以降においては、60歳期間満了までの約23年間にわたり、申立期間③及び④を除き、保険料をすべて納付し、申立人の妻も、63年8月に法定免除となるまで保険料を完納している。

また、上記の申立期間②直後の期間を過年度納付した昭和 56 年8月時点において、申立期間③の保険料が未納であれば、当然に当該期間の納付書についても同時に発行されるものと考えられる上、申立期間③は6か月と短期間であることなどから、申立期間③の保険料についても一緒に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間④は3か月と短期間であり、前後の期間は現年度により保険料を納付していることなどを踏まえると、申立期間④の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から57年2月まで

- ② 平成7年7月
- ③ 平成8年1月及び同年2月
- ④ 平成8年5月
- ⑤ 平成8年10月
- ⑥ 平成8年12月及び9年1月

私は、昭和 50 年当時、A市B区に転居した際、B区役所において、 私が転入届と同時に国民健康保険とセットで国民年金に加入した。

国民健康保険料は口座振替で納付していたので、国民年金保険料も同様に口座振替で納付していたと思う。申立期間①の保険料が長期間にわたり未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の保険料も口座振替で納付し、 預金残高は十分であったのに、未納が散在するのも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年当時に国民健康保険及び国民年金に加入して以来、 保険料は、国民健康保険が口座振替で納付していたので、国民年金も口座 振替により納付していたと思うと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年12月ごろに行われたものと推定され、この時点において、申立期間①のうち、同年12月以前の保険料は、口座振替により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金に加入したとする当時の手続状況及び年金手帳について具体的な記録が無いとしているほか、保険料については、1万3,000円から1万6,000円ぐらいの金額を毎月銀行口座から引き落とされていたと陳述しているところ、申立期間①におけるA市の口座振替は3か月単位であり、保険料月額についても、申立期間①は1,100円から4,500円までであったことから、当時の実態と符合しない。なお、申立人の納付記録をみると、その納付日から、平成9年7月から60歳期間満了まで、毎月口座振替により納付されていることがうかがえるとともに、当該期間の保険料月額は、1万2,800円及び1万3,300円であったことなどを踏まえると、申立人の口座振替の記憶は、同年7月以降の記憶であった可能性も否定できない。

さらに、申立期間①は6年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

次に、申立期間②、③、④、⑤及び⑥についてみると、申立人は、平成9年4月から、おおむね毎月、当該月の保険料を現年度により納付するとともに、それまで未納であったとみられる7年1月から9年3月までの保険料を、同年2月から11年3月までの間に、14回に分割して過年度納付していることが納付記録により確認できる。そのうち、10年4月16日、同年7月15日、同年12月30日及び11年3月12日に納付された保険料については、各々納付日において、時効が完成する直前までさかのぼって過年度納付していることから、申立期間③、④、⑤及び⑥の保険料については、時効により納付することができなかったものとみるのが自然である。また、申立人が申立期間③、④、⑤及び⑥の保険料を納付していたこと

を示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間③、 ④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当 たらなかった。

一方、上記一連の過年度納付のうち、平成9年7月7日の納付については、7年8月及び同年9月の保険料を納付しているが、当該納付日において、申立期間②の保険料は、時効にかからず納付が可能であったものと考えられる上、申立期間②は1か月と短期間であり、申立人の9年以降の納付状況等を踏まえると、申立人が申立期間②の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成7年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から同年12月まで

私は、申立期間当時、大学生であったが、学生も国民年金に任意加入できることを亡くなった母が区役所で聞き、父と私に相談した上で、母が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料は、私が昭和 51 年4月に就職するまで、母が区役所で母の保険料と一緒に納付してくれており、申立期間の保険料は、母が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、区役所で学生も国民年金に任意加入できることを聞き、当時大学生であった申立人に係る国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てているところ、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和 49 年 9 月 5 日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人の母親は、申立人の保険料を納付する意思を有して加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の母親についてみると、国民年金制度が発足した昭和 36 年4月から、申立期間を含めて 60 歳期間満了まで保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は4か月と短期間である上、申立期間後は、申立人が厚生年金保険の資格を取得する前月の昭和 51 年3月まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人の母親が申立期間の保険料についても納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年1月まで

私は、昭和 48 年4月に会社を退職し、国民年金に加入しなければならないと思ったので、同年7月に区役所の窓口で加入手続を行った。その時一緒に、同年7月から同年9月までの保険料を窓口で納付し、領収証書を国民年金手帳に貼付されて受け取った。

しかし、近所の人から、サラリーマンの妻は国民年金に加入しなくてもよいと聞かされたので、昭和 49 年 2 月に区役所の同じ窓口で、国民年金の資格喪失手続を行い、それまで未納であった申立期間の 4 か月の保険料を納付したが、その時は、国民年金手帳を持参するのを忘れたので、領収証書を手帳に貼付してもらえずにそのまま受け取り、のちに自分で手帳に貼り付けようと思っているうちに紛失してしまった。

確かに保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 7 月 28 日に国民年金に任意加入し、自ら加入手続を行っていることから、保険料を納付する意思を有していたことがうかがえる上、近所の人の助言により加入を取りやめるにしても、49 年 2 月 15 日に自ら区役所に出向いて、資格喪失手続を適切に行っている。

また、申立人は、これらの手続を行った際の区役所窓口における状況について、詳細かつ明瞭に記憶しており、その内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は4か月と短期間である上、国民年金法が改正された昭和61年4月1日に、改正後の第1号被保険者(強制加入)となって以降

は、60歳期間満了まで保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から55年9月まで

昭和 48 年 2 月ごろ、自宅に、市役所から集金人が国民年金の加入勧奨に来られ、その時に任意加入の手続を行った。

申立期間の保険料は、自宅に来る集金人に現金で納付した。最初のころは毎月払いにしていたが、途中から、年2回の夫のボーナス月にまとめて納付するように変更したと思うがはっきりとは覚えていない。

昭和 55 年1月ごろに、子供の友達のお母さんと、国民年金について話しをしていた時に、私と同じ公務員の奥さんの場合は、国民年金に加入しなくてもよいことを教えてもらったので、その後しばらくして、任意加入をやめる手続を行った記憶がある。

国民年金の任意加入をやめるまでは、保険料の納付を続けていたと思 うので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 2 月ごろに、国民年金の加入勧奨を受けて、任意加入手続を行い、任意加入被保険者資格の喪失手続をするまでは、国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、同年 2 月 3 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、特殊台帳を見ると、申立期間のうち、昭和 55 年1月から同年9月までの期間については、同年1月欄に「55 催」、同年4月欄に「56 催」と未納のため催告した記録があるものの、54 年 12 月以前の期間については、催告の事跡は認められない。

このことは、昭和 55 年1月ごろに、公務員の妻は国民年金への加入の

必要は無いとの助言があったとする陳述内容とも符合していることから、 それ以前の54年12月までは、現年度納付を行っていた可能性は否定できず、また、申立人は、当時の知人とのやり取り及びその時期について具体的に記憶しており、その陳述内容は自然で、信びょう性が高いものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年1月から同年9月までの国民年金保険料については、上記のとおり、納付催告を受けた事跡が認められるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金 手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査 及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い 出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人から申立期間のうち、昭和 55 年1月から同年9月までの保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年4月から 48 年3月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年12月まで

② 昭和47年4月から48年3月まで

昭和 47 年ごろ区役所の窓口で、自分で、妻の分と一緒に国民年金の加入手続をした。

申立期間①について、特例納付したかどうかは定かではないが、加入時に 20 歳の時からの分を納付できると言われたので、銀行で夫婦二人分の保険料として4万円ほどを納付したので、未納とされていることは納得できない。

申立期間②について、加入手続をしてからしばらくは納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

なお、加入してから半年かもう少ししてから、事情があって、しばらく納付していない可能性があるので、昭和 48 年度の未納については申し立てない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、国民年金に加入した当初の期間の国民 年金保険料については納付したはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和 47 年9月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、納付記録をみると、申立期間②直前の昭和 45 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については納付済みとなっており、加入時点において、納付可能な時期にまでさかのぼって納付していることが確認できる。

これらのことから、納付の意思をもって国民年金に加入し、過年度納付が可能な期間の国民年金保険料についてさかのぼって納付している申立人

が、加入当初の期間に当たる申立期間②の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

さらに、申立期間②直後に当たる昭和 48 年度分の保険料については、申立人は、昭和 48 年*月に娘が誕生して、しばらくしてから事情により納付できなくなったことを明確に記憶していることからみても、それ以前の期間については確かに納付していたとする陳述内容の信びょう性は高いものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年9月時点は特例納付実施期間ではなく、また、仮に、申立期間の保険料について同年6月までに特例納付したとしても、その場合の保険料額は、申立人の分が4万7,250 円及び申立人の妻の分が4万1,850 円で、合わせて8万9,100 円となり、夫婦二人分で4万円ほどを納付したとする陳述内容と符合しない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年4月から 48 年3月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から44年12月まで

② 昭和47年4月から48年3月まで

昭和 47 年ごろ区役所の窓口で、夫が、私の分と一緒に国民年金の加入手続をした。

申立期間①について、特例納付したかどうかは定かではないが、加入時に 20 歳の時からの分を納付できると言われたので、銀行で夫婦二人分の保険料として4万円ほどを納付したので、未納とされていることは納得できない。

申立期間②について、加入手続をしてからしばらくは納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

なお、加入してから半年かもう少ししてから、事情があって、しばらく納付していない可能性があるので、昭和 48 年度の未納については申し立てない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、国民年金に加入した当初の期間の国民 年金保険料については納付したはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和 47 年9月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、納付記録をみると、当該期間直前の昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については納付済みとなっており、加入時点において、納付可能な時期にまでさかのぼって納付していることが確認できる。

これらのことから、納付の意思をもって国民年金に加入し、過年度納付が可能な期間の国民年金保険料についてさかのぼって納付している申立人

が、加入当初の期間に当たる申立期間②の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

さらに、申立期間②直後に当たる昭和 48 年度分の保険料については、 申立人は、昭和 48 年*月に娘が誕生して、しばらくしてから事情により 納付できなくなったことを明確に記憶していることからみても、それ以前 の期間については確かに納付していたとする陳述内容の信びょう性は高い ものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年9月時点は特例納付実施期間では無く、また、仮に、申立期間の保険料について同年6月までに特例納付したとしても、その場合の保険料額は、申立人の分が4万 1,850 円及び申立人の夫の分が4万 7,250 円で、合わせて8万9,100 円となり、夫婦二人分で4万円ほどを納付したとする陳述内容と符合しない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間及び52年4月から同年7月までの期間の付加保険料並びに53年4月から同年6月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの付加保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年3月まで

- ② 昭和52年4月から同年7月まで
- ③ 昭和53年4月から同年6月まで
- ④ 昭和57年9月から58年12月まで
- ⑤ 昭和62年5月

昭和47年11月に、国民年金に任意加入してからずっと定額保険料に併せて付加保険料を納付してきたはずであるにもかかわらず、申立期間①、②及び⑤の期間に付加保険料の納付事実が無いことは納得できない。申立期間③の保険料についても、定額保険料及び付加保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

申立期間④の保険料については、還付済みとされているが、還付金を受け取った記憶は無い。

また、申立期間④は、厚生年金保険と重複していたからこそ、保険料の還付処理がなされるべきであるのに、このうち、昭和 58 年2月から同年4月までは厚生年金保険未加入期間であり、還付処理を取り消し、納付済期間に変更すべきである。これを認めてもらえないのであれば、今からでも、申立期間④のうち、未加入期間とされている保険料を納付できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和47年11月に国民年金に任意加入して以降、定額保険料に併せて付加保険料も納付してきたと申し立

てている。

そこで、資格記録及び納付記録をみると、申立人は昭和47年11月2日 に国民年金任意加入被保険者資格を取得してから60歳到達までの期間、 申立期間及び第3号被保険者期間を除いて、定額保険料に併せて付加保険 料も納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②当時の居住地の市町村ではいずれも、定額保険料と付加保険料は1枚の納付書により収納していたと回答しているところ、 当該期間の定額保険料は現年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②については、その後の転居先であるA市のオンライン記録においては、定額保険料及び付加保険料とも納付済みとされている上、社会保険庁のオンライン記録をみても、昭和 49 年1月から同年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間について、未納から定額保険料及び付加保険料とも納付済みに訂正され、また、52 年8月から53 年3月までの期間についても、定額保険料のみの納付済みから付加保険料を含めた納付済みに訂正されているなど、記録管理における不備が認められる。

これらのことから、申立期間①及び②の付加保険料のみが納付されていないことは不自然であり、定額保険料に併せて付加保険料も納付していたと考えるのが相当である。

次に、申立期間③については、3か月と短期間である上、その直前及び 直後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含め現年度納付されている。

また、上記のとおり、申立期間③直前の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料の記録管理には不備が認められる。

これらのことから、納付意識の高い申立人が、申立期間③の定額保険料及び付加保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

次に、申立期間④について、申立人所持の領収証書を見ると、定額保険料及び付加保険料として9万5,410円が納付されていることが確認できるものの、特殊台帳の還付記録をみると、還付金額は9万1,810円であり、9か月の付加保険料に相当する3,600円が不足している。

そこで、特殊台帳を見ると、昭和58年4月から同年12月までの9か月の納付記録欄には、付加保険料納付を示す「付」のゴム印ではなく、「依」のゴム印が確認できる。

これについて、当時、国民年金保険料の収納管理を行っていたB社会保険事務所では、「付」と「依」のゴム印を間違って押印した可能性が高いとしており、一方、還付を行ったC社会保険事務所では、この誤った記録を基に還付処理を行ったため、「依」のゴム印のあった当該期間(9か月)の付加保険料については還付しなかったと考えられるとしている。

これらのことから、申立期間④のうち、昭和58年4月から同年12月までの付加保険料についての還付決議は行われていないものと考えるのが相当である。

一方、申立期間④について、申立人は、当該期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取った記憶が無いと申し立てている。

しかし、特殊台帳を見ると、当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっていたものの、申立人が厚生年金保険に加入したことに伴い、昭和 57年9月25日に国民年金被保険者資格を喪失したことにより、59年6月16日に9万1,810円が還付決定されていることが確認できる。

また、申立人に係るA市の被保険者名簿を見ると、昭和 59 年4月5日に申立人からの還付請求書が同市に届き、同年6月 26 日に申立期間④の保険料を還付した旨の記録が確認でき、その還付事由及び還付手続に不自然さは認められず、申立人は自身で還付請求書を提出し、還付金を受領したものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間④のうち、昭和 58 年 2 月から同年 4 月までの期間については、厚生年金保険未加入期間であったことが判明したのであるから、少なくとも当該期間の国民年金保険料の還付決定については取り消し、国民年金保険料納付済期間に変更すべきであり、それができないのであれば、保険料を納付できるようにしてほしいと申し立てている。

しかし、申立人は、昭和 58 年 2 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を 喪失しており、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、その 時点で国民年金への任意再加入手続が必要であったところ、資格記録を見 ると、その手続が行われた事跡は確認できず、当該期間は未加入期間とな っていることから、制度上、保険料を納付することはできない。

次に、申立期間⑤について、申立人は、定額保険料に併せて付加保険料を納付していたと申し立てているが、付加保険料は納付申出を行った日の属する月以降分についてしか納付することができないところ、申立人所持の年金手帳を見ると、付加保険料の納付申出を行った日は昭和 62 年 6 月 13 日であることが確認できることから、当該期間の付加保険料は、制度上納付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間及び52年4月から同年7月までの期間の付加保険料並びに53年4月から同年6月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの付加保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月から同年8月までの期間について、事業主が 社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額で あったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月21日から4年10月21日まで

② 平成4年10月21日から8年9月15日まで

③ 平成8年9月14日から9年4月30日まで

私は、平成2年6月1日から9年4月30日までの期間、A社において、 B職として勤務した。当該勤務期間における給与は同社のオーナーが決めて いたが、手取額で約47万円から約50万円を受け取っていた。

自分としては、A社に継続して勤務していたつもりで、勤務先の所在地も辞めるまで同じであったが、社会保険庁の記録によると、勤務期間のうち、平成3年5月21日から4年10月21日まではC社(申立期間①)、同年10月21日から8年9月15日まではD社(申立期間②)、及び同年9月14日から9年4月30日まではE社(申立期間③)とされている。これらの会社は同じオーナーの経営するグループ企業であり、私に無断で便宜的に所属先を変更していたものと思われる。

社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた期間の標準報酬月額は給与支給額に見合う50万円となっているが、申立期間中の標準報酬月額については、17万円、又は9万8,000円とされており、実際の給与支給額に比べて低すぎる。

さらに、申立期間のうち、平成8年4月1日から同年9月15日までの期間(申立期間②の一部)の標準報酬月額については、私のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日(平成8年9月15日)後に17万円から9万8,000円に遡及して引き下げられている。

会社は給与明細書を発行しておらず、その他に給与支給額及び保険料控除

額を証明できる資料は無いが、申立期間における標準報酬月額を実際の給与 支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間①、②及び③における標準報酬月額は、当初17万円と記録されていたところ、申立期間②のうち、平成8年4月1日から同年9月15日までの期間(被保険者期間は平成8年4月から同年8月まで。)について、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日(平成8年9月15日)から約4か月後の9年1月8日付けで、17万円から9万8,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、D社の従業員 13 人について、申立人と同日付けで標準報酬月額が申立人と同額の 9 万 8,000 円に遡及訂正されていることが確認できる。

このほか、当該期間における申立人に係る標準報酬月額が遡及訂正後の金額であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、D社は既に解散しているが、同社の閉鎖商業登記簿の役員欄に申立人 の氏名は見当たらない。

以上の事実を総合的に判断すると、平成9年1月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円とすることが必要である。

一方、申立期間①及び②のうち、平成4年10月から8年3月までの期間並びに申立期間③については、i)申立人は、会社は給与明細書を発行していなかった旨陳述しており、このほかに、源泉徴収票等給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を保管していないこと、ii)グループ会社に勤務していた複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る社会保険庁の記録から、標準報酬月額が給与支給額に比べ低いと思われる例が申立人以外にも複数件認められるところ、当該同僚はいずれも、「給与は数万円程度を小分けで受け取っており、月に幾らあったのかもはっきりせず、保険料の控除についても分からない。」旨陳述しており、類似する事例についても給与支払額に見合う保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は確認できないこと、及びiii) D社の当時の代表取締役でグループ企業全体の経理担当者であった者とは連絡がつかず、陳述が得られないことから、申立人が、申立てどおりの給与の支払いを受け、当該支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、当該期間について、申立人に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において給与から支給額に応じた厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない、

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の うち、平成4年10月から8年3月までの期間並びに申立期間③について、厚 生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年4月25日まで

私は、兄が経営していたA社に昭和47年5月から平成8年4月まで勤務しており、手元に保管している給与明細書によると、7年1月から8年4月まで毎月40数万円の給与を受け取っていたことが証明できる。

平成8年4月になってA社が8億円の負債を抱えて倒産することを聞いたが、社会保険庁の記録によると、倒産の1年前の7年4月から8年3月までの標準報酬月額が20万円とされている。

申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなり(平成8年4月25日)、破産宣告(平成8年5月*日)を受けた後の平成8年6月5日付けで、申立期間の全期間に遡及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人と一緒にA社に勤務していた弟(一般従業員)も、申立人と同日付けで同一期間に係る標準報酬月額が、44万円から20万円に遡及訂正されていたところ、弟については、社会保険事務所の職権により当初の44万円に再訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は申立期間当時、同社の取締役に就任していることになっているが、同社に勤務期間中は継続して雇用保険の被保険者であったことが確認できる。また、申立人の兄である元事業主から、

「欠員が生じたため申立人を形式上取締役にしていたが、実態は通常の労働者で経理及び社会保険事務には全く関与させていなかった。」旨陳述が得られた。

以上の事実を総合的に判断すると、平成8年6月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、7年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年6月1日まで

私が勤務していたB社は、昭和51年3月31日にA社に吸収合併されたが、 当時、B社の事業主から、「給与等の勤務条件は変わらない。」旨説明があったことから、52年4月に退職するまで継続して勤務していた。勤務場所も仕事内容も従前と全く同じであった。

社会保険庁の記録によると、A社勤務期間のうち、昭和51年3月31日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、A社に係る厚生年金保険の新規適用日は昭和51年6月1日となっており、申立期間は新規適用前の時期に該当するが、i) B社の当時の従業員5人(申立人を含む)全員がA社において継続して勤務を続けており、当時から厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことが確認できること、ii) A社の厚生年金保険新規適用時に申立人と同時に被保険者資格を取得している同僚から、「B社はC事業を行っていたが、倒産しそうになったため、D事業を行っていたE社(厚生年金保険適用事業所)が買

収し、B社のC事業とE社のD事業を合わせ行うA社が設立された。」旨陳述が得られたところ、申立人及び当該同僚は、給与はE社の社長から受け取っていた旨陳述していること、及び同社では、A社に係る厚生年金保険新規適用前の同年5月1日に5人の社員を同社に派遣し、うち4人が3か月後にE社に戻っていることの状況を踏まえると、同社では、A社の社員と自社の社員を一体のものとして給与事務も一括して処理していたことがうかがわれること、並びにiii)社会保険庁の記録から同年5月1日にE社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社の指示により、同日付けでA社に移った旨陳述している同僚から、「勤務条件はE社と同じであり、昭和51年5月は給与から社会保険料を控除されていたように思う。」旨陳述が得られたことの事情を踏まえると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 51 年6月の社会保険事務所の記録から 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡しており確認できないが、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録のうち、平成5年2月から同年9月までの期間については32万円、6年8月から同年10月までの期間及び7年2月から同年8月までの期間については34万円、同年9月から8年9月までの期間及び9年10月から10年7月までの期間については38万円、同年8月については44万円、同年9月については41万円、同年10月については44万円、同年11月及び同年12月については41万円、11年1月については44万円、11年2月については41万円、11年2月については44万円、11年2月については41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年2月から同年9月までの期間、6年8月から同年10月までの期間、7年2月から8年9月までの期間及び9年10月から11年2月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から11年3月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に係る被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与と大きく異なっていることが分かった。同社での給与支払明細書は、すべて残っており、その給与支払明細書を見ると、総支給額から求められる標準報酬月額とは異なる標準報酬月額で保険料が控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報 酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月 額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成5年2月から同年9月までの期間については32万円、6年8月から同年10月までの期間及び7年2月から同年8月までの期間については34万円、同年9月から8年9月までの期間及び9年10月から10年7月までの期間については38万円、同年8月、同年10月及び11年1月については44万円、10年9月、同年11月、同年12月及び11年2月については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成5年2月から同年9月まで期間、6年8月から同年10月までの期間、7年2月から8年9月までの期間及び9年10月から11年2月までの期間について、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年 12 月から5年1月までの期間、同年 10 月から6年7月までの期間、同年 11 月から7年1月までの期間及び8年 10 月から9年9月までの期間については、当該期間の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致又は低いことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年12月から5年1月までの期間、同年10月から6年7月までの期間、同年11月から7年1月までの期間及び8年10月から9年9月までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から39年1月20日まで

私は、A社に昭和37年秋ごろから勤務し、38年10月分の給料から厚生年金保険料を控除されていた。しかしながら、社会保険事務所の被保険者記録では、39年1月20日からの加入記録しか無いとの回答を得た。給料支払明細書において保険料控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書により、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和43年5月29日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、41 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から14年4月12日まで

社会保険庁の記録では、A社での平成12年7月1日から14年4月12日までの期間に係る標準報酬月額が26万円となっているが、このころから給与体系が変更されたものの、給与支給額に変化は無く、当該期間に社会保険料が下がった事実も無い。当時の給与支払明細書と源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出のA社における給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額(26 万円)に基づき当時の保険料率で算出される控除額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、当該給与支払明細書で確認できる申立期間中の各月における報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれも同額の41万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確

認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないため、申立期間当時の状況は不明であるが、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年3月1日から35年3月6日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を34年3月1日、資格喪失日に係る記録を35年3月6日とし、34年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額は1万円、同年10月から35年2月までの期間の標準報酬月額は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年ごろから35年3月6日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所に私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨回答をもらった。申立期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくと も昭和33年ごろにはA社に勤務していたものと推認される。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同質の業務に従事していた申立人より年少の同僚には、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年3月1日から厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、上記同僚の陳述から、A社は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった以降の期間は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 3 月 6 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和34年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務し、同質の業務に従事していた同僚のA社における同年3月の社会保険事務所の記録から1万円とし、同年10月から35年2月までの期間の標準報酬月額については、当該同僚の34年10月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和59年1月31日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているため確認できないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、これらいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所へ申立てどおりの資格の取得及び喪失等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年3月から35年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年ごろから34年3月1日までの期間については、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

また、複数の同僚からは、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から保険料は控除されていなかった。」旨陳述が得られた。

さらに、当時の事業主及び経理担当者は既に亡くなっており、A社における 上記期間当時の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和31年ごろから34年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月26日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月26日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月26日から同年8月1日まで

② 昭和58年8月1日から同年12月13日まで

私は、昭和58年7月26日から同年12月12日までA社に勤務したが、同年8月分の給与支払明細書をみると、勤務開始日が同年7月26日と記載されているので資格取得日を訂正してほしい。また、申立期間②について、給与支払明細書をみると、標準報酬月額26万円に相当する保険料が控除されていると思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給与支払明細書により、申立人は、A社に昭和58年7月26日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成9年6月3日に解散している上、当時の代表取締役からは回答が得られず、役員からも具体的な陳述が得られないほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の給与支払明細書をみると、源泉控除されている厚生年金保険料は、申立期間②の各月とも社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額に基づく保険料額しか控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に 相当する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する と、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から同年12月1日まで厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社C支店から同社B支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和30年10月1日に同社C支店から同社B支店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格の取得及び喪失の手続に事務的過誤があったとしていることから、事業主が昭和30年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年9月1日から26年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を25年9月1日に、資格喪失日に係る記録を26年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、25年9月から同年12月までは6,000円、26年1月は7,000円、同年2月は8,000円、同年3月から同年6月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月30日から31年3月26日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の 加入記録が無いと回答をもらった。

しかし、私は、昭和21年5月から31年7月26日まで、B施設内で、職場が替わることはあったが、継続して勤務していた。申立期間前後は、厚生年金保険の記録があるのに、その間の記録が無いことは納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C県が保管しているA事業所に関する資料の中に、申立人の昭和 25 年 10 月分から 26 年 4 月分までの前渡資金支払証 憑書が有り、これを見ると、申立人は同事業所に 25 年 9 月 1 日に採用され、同日から 26 年 3 月 31 日まで勤務し、この間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C県は、昭和26年5月分から同年7月分までの前渡資金支払証憑書は保管しておらず、これによってこの間の申立人の在職及び保険料控除は確認できないものの、同年4月分の同支払証憑書に申立人が退職したことを示す記載が無いこと、及び申立人は、25年から26年ごろまでの間については、B施

設内の「D事務所」で継続して勤務していたことについて具体的に陳述していることから、申立人は、同年4月1日から同年7月1日までの期間についても、 A事業所で継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

そして、当該期間の標準報酬月額については、A事業所に係る前渡資金支払証憑書の記録から、昭和25年9月から同年12月までは6,000円、26年1月は7,000円、同年2月は8,000円、同年3月から同年6月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖しているため不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年9月から26年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年8月31日までの期間及び26年7月1日から31年3月26日までの期間については、C県は、「A事業所の当該期間に係る前渡資金支払証憑書、特調資金支払証憑書及び賃金台帳等を確認したが、申立人に係る記録は無い。」旨回答している。

また、昭和24年6月30日から25年3月31日までの期間については、C県にA事業所に関する資料が残っておらず、申立人の在職及び保険料控除を確認できない。

さらに、申立人は、B施設内で勤務した期間のうち、「D事務所」での同僚の氏名を覚えておらず、また、「E部門」では、F国人と二人で勤務していたとしているため、同僚照会ができないことから、申立期間のうち、昭和25年9月1日から26年6月30日までの期間を除く期間における申立人の在職を確認することができない。

加えて、昭和26年7月1日以降の期間については、厚生省保険局長通知の規定において、G団体構成員のうち、H事業の事業所に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされているところ、申立人が勤務していた事業所は、I施設及びJ施設であることから、この規定により、申立人は、厚生年金保険の被保険者とはなり得なかったことが認められる。なお、申立人は、社会保険事務所の記録から、昭和28年3月1日から29

なお、申立人は、社会保険事務所の記録から、昭和 28 年 3 月 1 日から 29 年 11 月 14 日までの期間については、「K部門」という事業所で、健康保険のみの被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人がB施設内で最後に勤務したとするJ施設の記録をみると、申

立人は、申立人の上司であるとする者と共に、昭和31年3月26日に資格を取得していることから、同事業所では、何らかの事情により、申立人及びその上司の被保険者資格を、同日に取得させたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和25年9月1日から26年7月1日 までの期間を除く期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認 できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和25年9月1日から26年7月1日までの期間を除く期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和43年3月31日)及び資格取得日(昭和43年10月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年10月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

しかし、A社は父が経営する会社であり、私は次期社長と考えられていたし、父に代わり当時から私がこの会社の中心的存在であった。昭和 42 年 10 月の入社から平成 16 年 6 月の会社解散まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和43年1月1日に 厚生年金保険の資格を取得し、同年3月31日に資格を喪失後、同年10月1日 に同社において再度資格を取得しており、同年3月から同年9月までの申立期 間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の弟及び申立期間の経理担当者の陳述から判断して、申立人が申立期間においてA社に勤務したことが推認される。

また、申立期間にA社に勤務していたとみられる3人(申立人、申立人の弟 及び経理担当者)のうち、申立人を除く2人については、申立期間に厚生年金 保険の加入記録がある。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、申立期間においても申立人の保険料

を控除していたはずであると陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成4年1月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録を、4年1月から同年6月までは41万円、同年7月から5年6月までは53万円、同年7月から6年9月までは47万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から9年11月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録を、6年10月から7年9月までは22万円、同年10月から9年10月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から9年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務 した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額 よりも低く記録されていることが分かった。

申立期間も実際の給与額に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年1月から6年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、4年1月から同年6月までは41万円、同年7月から5年6月までは53万円、同年7月から6年9月までは47万円と申立人が主張する額が記録されていたところ、同年2月28日付けで、4年1月1日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、A社において、平成6年2月25日、同年2月28日及び7年1月30日の日付で、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額の引き下げが行われている者が、申立人以外に5人確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、申立期間当時、A社

において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人はA社の役員ではなく、会社から標準報酬月額の変更について説明を受けたことは無いとしており、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出に関与していた又は事前に同意していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について4年1月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年1月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た4年1月から同年6月までは41万円、同年7月から5年6月までは53万円、同年7月から6年9月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成6年10月1日)で8万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成6年10月から9年10月までの期間については、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正がなされ、それ以降の標準報酬月額も最低等級の額として記録されている同僚が所持する平成7年分給与所得の源泉徴収票及び平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料額から算定される厚生年金保険料額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額(最低等級の9万2,000円)に基づく保険料額よりも高い保険料額であることから、当該期間当時、事業主は、支給していた給与額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け、給与からの保険料控除については、届け出たものより高い標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものと推認され、申立人についても同様の処理を行っていたと考えられることから、申立期間のうち、平成6年10月から9年10月までの期間に係る標準報酬月額については、当該同僚の平成7年分給与所得の源泉徴収票及び平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、平成6年10月から7年9月までは22万円、同年10月から9年10月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であるが、源泉徴収票等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年9月23日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無い旨回答を得た。

当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和38年2月21日付けの辞令及び同年3月21日付けの採用通知書等から 判断して、申立人が、申立期間の始期である同年4月1日からA社で勤務して いたことが確認できる。

また、複数の同僚が、申立人はB社に転職するまでA社で勤務していたと陳述しているところ、申立人は、B社において昭和38年9月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、昭和38年5月の給与支給明細書において、厚生年金保険料の控除 が確認できる。

加えて、同僚が陳述している当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録 上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、 ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年5月の給与支給明細書及び採用時の本給を定める辞令から、2万2,000円とすることが妥当である。なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が昭和40年9月11日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているため不明であるものの、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月から同年8月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年12月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入の記録が無い旨回答を得た。同事業所には昭和42年12月10日まで勤務しており、申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び申立人のA 社における昭和42年3月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とする ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和42年4月1日を被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和46年2月21日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年4月1日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社のグループ企業に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨回答を得た。

申立期間は、A社B部門C工場の閉鎖に伴い残務整理をしていた時期であり、その後同社D部門E工場へ異動となった。

申立期間についても、A社で継続して勤務していたことは間違いないので、 厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書、F健康保険組合発行の加入証明書、雇用保険の記録及び申立人から提出されたA社における経歴書(A社が作成。)から判断すると、申立人が申立期間もA社のグループ企業に継続して勤務し(昭和46年4月1日に同社B部門C工場から同社D部門E工場に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、A社B部門C工場は工場閉鎖に伴い、昭和46年3月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていること、及び申立人及び同僚は、申立期間について、本社の指揮命令のもと同社B部門C工場において残務整理を行い、給与の計算は本社で行っていたと陳述していることから、申立人は、申立期間においては、A社本社で厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが相当で

ある。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門C工場及び同社D部門E工場における昭和46年1月及び同年4月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成10年3月から同年10月までの期間については28万円、11年10月から12年3月までの期間については26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成7年7月1日まで

② 平成7年7月1日から12年4月1日まで

社会保険庁の記録によると、A社において勤務していた期間について、実際に受け取っていた給与と比べて会社から社会保険事務所に提出された報酬額が少なく届出されている。調査の上、正しい標準報酬月額へ変更を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てている。

申立期間②のうち、平成 10 年 3 月から同年 10 月までの期間及び 11 年 10 月から 12 年 3 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書からその主張する標準報酬月額 (28 万円及び 26 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の保険料控除額から、平成10年3月から同年10月までの期間については28万円、11年10月から12年3月までの期間については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該 事業所が平成12年7月6日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている ため不明であるものの、10年3月から同年10月までの期間及び11年10月か ら12年3月までの期間について、申立人の市県民税納税に係る社会保険料控除額及び給与明細書(以下、「給与明細書等」という。)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成7年7月から10年2月までの期間及び同年11月から11年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書には年度の記載がないために該当年月の特定ができない。

そこで、B市に記録されている申立人の市県民税納税に係る社会保険控除額から雇用保険料額相当分を除いた額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額から算出した社会保険料(厚生年金保険料及び健康保険料)を平成元年1月から7年12月まで、各年につき1年分の総額について比較すると、ほぼ同額、又は同市に記録されている社会保険控除額の方が低額であることから、厚生年金保険料額についても同様であると推定できる。

このほか、申立期間①及び②のうち、平成7年7月から10年2月までの期間及び同年11月から11年9月までの期間については、申立てに係る事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②のうち、平成7年7月から 10 年2月までの期間及び同年 11 月から 11 年9月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成6年11月1日から7年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を6年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月10日から同年5月4日まで

② 昭和43年6月30日から44年9月5日まで

③ 平成3年2月27日から同年6月1日まで

④ 平成6年11月1日から7年1月1日まで

私は、昭和33年3月から35年11月までの期間、継続してB社で勤務した。しかし、社会保険庁の記録では34年1月10日から同年5月4日までの厚生年金保険の加入記録が見当たらないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

私は、昭和40年4月から59年5月までの期間、継続してC社で勤務した。 しかし、社会保険庁の記録では43年6月30日から44年9月5日までの厚 生年金保険の加入記録が見当たらないので、申立期間を被保険者期間として 認めてほしい(申立期間②)。

私は、平成2年7月から3年10月までの期間、継続してD社で勤務した。 しかし、社会保険庁の記録では同年2月27日から同年6月1日までの厚生 年金保険の加入記録が見当たらないので、申立期間を被保険者期間として認 めてほしい(申立期間③)。

私がA社から受け取った平成6年11月分の給与明細書をみると、厚生年金保険料が控除されているが、社会保険庁の記録では同社での被保険者資格取得日が7年1月1日になっているので、6年11月1日から同社で厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい(申立期間④)。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④もA社で継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことは、申立人から提出された同社発行の給与支払明細書から認められる。

また、社会保険庁の記録から、A社は、平成7年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書をみると、同社が6年11月10日に管轄社会保険事務所に新規適用日(7年1月1日)付けで従業員に係る被保険者資格の取得届を提出していることが確認できる。

さらに、A社は、平成6年5月25日に設立された法人事業所であることが同社に係る法人登記簿から確認できる。

これらの状況から、A社は、平成6年11月時点において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成6年11月分の給与支払明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。申立期間①について、申立人は、B社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時のB社の事業主の親族に当たる従業員から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失及び取得確認通知書をみると、申立人が昭和34年1月10日に同社で資格を喪失する際に健康保険証を返納し、その後、同年5月4日に復職を理由として被保険者資格を再取得したことが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

また、当該従業員は、「申立人は、B社において昭和34年1月10日に資格を喪失後、同年5月4日に資格を再取得しており、私が保管する労働者名簿にもその旨記載されている。」旨陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人がC社で継続して勤務していたことは、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していた二人の従業員の陳述から推定できる。

しかし、申立期間当時のC社の事業主は高齢のため陳述を得ることができず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人が昭和 43 年 6 月 30 日に資格を喪失した際に健康保険証を返納したことを示す「証返」の記載及び 44 年 9 月 5 日に同社で資格を再取得した記載が確認でき、その

間の健康保険整理番号に欠番は無く、一連の手続に不備があったとは考え難い。

申立期間③について、申立人がD社で継続して勤務していたことは、申立 人に係る雇用保険の加入記録から確認できる。

しかし、社会保険庁の記録をみると、D社は、平成3年2月27日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所では無くなった後、同年6月1日に再度、新規適用を受けており、申立期間③当時は適用事業所では無いことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は所在不明のため陳述を得ることができず、 申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月25日から同年3月1日まで

私は、昭和34年4月1日にA社本社に入社し、35年3月1日に同社B事業所に転勤となった。B事業所には、同年3月1日から37年2月末日まで勤務しており、同年3月1日に再度、本社へ転勤となった。

入社から定年退職するまでの期間、A社において途中で退職することもなく継続して勤務していたことに間違いはなく、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された勤務証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和37年3月1日に同社B事業所から同社本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年1月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年5月1日まで

私は、平成元年6月1日にA社に就職したが、2か月後の同年8月1日から、同社が新規にB施設を運営する会社として設立したC社に、経理担当者として移籍した。同社では、私が全従業員の厚生年金保険への加入手続を行っていた。

ところが、私の標準報酬月額はC社を退職してから3年後の平成5年6月29日になって、元年8月の入社時にさかのぼって32万円から16万円に減額訂正されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、 当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、C社が適用事業所 に該当しなくなった日(平成3年8月31日)の後の5年6月29日付けで、元 年8月1日にさかのぼって16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、C社に勤務していた同僚6人は、申立人と同様に、同日付けでさかのぼって標準報酬月額を引き下げられている。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録によると、平成元年8月1日付けで 資格取得時の賃金月額は、32万5,000円で届出されていることが確認でき、 申立人が主張する32万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給 与から控除されていたことが認められる。

また、C社の商業登記簿の役員欄に申立人の名前は見当たらない上、申立人が同社を退職して3年以上経過した後に、入社日にさかのぼって減額されてい

ることから、上記遡及訂正処理に申立人は関与していないものと認められる。 これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立 期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申 立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出 た32万円と訂正することが必要と認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社。)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和40年1月10日)及び資格取得日(昭和40年10月7日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月10日から同年10月7日まで

私は、昭和39年3月18日にA社に入社して現在も勤務している。関連会社に出向はしているものの籍は同社にあり、給与の支払い等人事労務管理はA社が行っていた。

しかし、C県のD社に出向していた申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和39年3月18日に 厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年1月10日に資格を喪失後、同年 10月7日に資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社の在籍証明書及び同僚の陳述から判断すると、申立人が 申立期間もA社に継続して在籍していたことが認められる。

また、申立期間にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は間違いなくD社に応援に行っていた。私は、申立人と前後してD社に応援に行っていたが、その間も給与はA社からもらい当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録もある。」旨陳述している。

さらに、B社人事グループは、「申立人以外にD社に出向していた者についての厚生年金保険の記録は当社である。」、「申立人はずっと勤務しているの

で保険料控除はあったと思う。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 39 年12月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による保険料の納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和27年1月10日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社。)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和27年1月10日)及び資格取得日(昭和27年6月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月10日から同年6月1日まで

② 昭和39年6月1日から41年2月20日まで

私は、昭和26年6月から30年11月末までA社に住み込みのC職として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での勤務期間のうち、27年1月10日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている(申立期間①)。

また、私は、昭和39年6月ごろからD社(昭和41年12月12日にE社に組織変更。)に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社関連会社のF社(昭和41年4月19日にG社に組織変更。)及びE社における41年2月20日以降の厚生年金保険被保険者期間しか無い(申立期間②)。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において 昭和26年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年1月10日に資 格を喪失後、同年6月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の 被保険者記録が無い。

しかし、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名

簿により、申立期間当時の同社での在籍が確認できる複数の同僚は、「申立人が申立期間にC職として同社に勤務していたことは間違いなく、勤務形態が変わったり、途中でいったん退職したような記憶も無い。」旨陳述している。

また、申立期間当時にA社の住み込み社員の世話をしていた同社常務の妻及び事業主の娘であり同社の当時の総務担当者の妻は、「同社に在籍していたのであれば、厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人の申立期間の保険料も引き続き控除していたと思う。」旨陳述している。

さらに、申立人が、自身と同時期にA社に住み込みで勤務していた同僚として名前を挙げた4人の同社での被保険者期間に空白期間は無く連続していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、そのうち、申立期間当時の事情を照会できた同僚2人は、「申立人と同一職種のC職であった。」と陳述している

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して 勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 26年12月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、昭和39年6月ごろからD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社の事業主は、「D社の関連会社のF社に申立人を入社させたものの、当時、申立人は、個人的な問題を抱えていたため、本名とは異なる氏名で勤務させ、厚生年金保険にも加入させていなかった。申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

また、管轄社会保険事務所が保管するD社及びF社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚は、「申立人は、個人的な問題を抱えており、本名と異なる氏名で勤務していたため、申立期間に厚生年金保険に加入していなかったのだと思う。」旨陳述しており、事業主の陳述内容と符合している。

さらに、D社及びF社に係る厚生年金保険被保険者名簿のいずれにも、申立

期間②において、申立人の名前及び申立人が申立期間当時に使用していた名前 は見当たらない上、申立期間②の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して 付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4887

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月5日から34年9月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を34年9月26日に訂正し、32年8月から33年9月までの標準報酬月額を1万円、同年10月から34年8月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月15日から同年10月12日まで

② 昭和32年8月5日から34年9月26日まで

私は、昭和31年7月15日にA社に入社し、同社B支店に勤務した後、同社C支店に異動し、34年9月25日に退職するまで正社員として同社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間は、 昭和31年10月12日から32年8月5日までとなっている。

毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げ、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる同僚は、「申立人は、私と一緒にA社B支店から同社C支店に移り、3年間ぐらいは私と一緒に仕事をしていた。」旨陳述している上、同社B支店及び同社C支店に申立人と共に勤務し、申立人と一緒に寮で生活していたとする同僚は、「申立人は、昭和34年9月ごろまで在籍していたと思う。」旨陳述している。

また、申立人は、A社の退職時の経緯等を具体的に陳述しており、同社に昭

和34年9月26日まで勤務していたとする主張についても不自然な点は見られない上、上記同僚の陳述内容とも符合し、信憑性が認められる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②の在籍が確認でき、同社C支店にD職として勤務していた旨陳述している同僚7人のうち、上記の2人を含む4人は、「申立人は、申立期間当時、D職の正社員として勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」旨陳述している上、7人全員が、「A社退職時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失日は符合している。」旨陳述している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認でき、昭和 40 年ごろから経理事務を担当していた同僚は、「A社の男性社員は、すべて正社員であり、同社に在籍している限り、厚生年金保険に加入し、給料から保険料が控除されているはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年7月の社会保険事務所の記録及び申立人と同じ31年入社の同一職種かつ同年代の同僚の標準報酬月額から、32年8月から33年9月までは1万円、同年10月から34年8月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定及び申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和32年8月5日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げ、管轄 社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社 での在籍が確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に在籍してい たことが推定できる。

しかし、申立人と同じ昭和 31 年にA社に入社した複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日と当該同僚が記憶している入社日に数か月のずれがあることが、当該同僚の陳述及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、そのうち3人の同僚は、「入社日と被保険者資格取得日に3か月のずれがあるが、その3か月間は見習期間だったと思う。」旨陳述している上、別

の同僚は、「試用期間無しで正社員にするという約束で入社したのに、会社がすぐに社会保険の手続をしてくれなかったことをはっきりと覚えている。」旨陳述していることから、申立期間①当時の同社では、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年7月1日までの期間及び24年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)における資格取得日に係る記録を22年4月1日に、資格喪失日に係る記録を24年12月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、22年4月から同年6月までは600円、24年11月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年4月から同年6月までの厚生年金保 険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。 また、事業主は、申立人に係る昭和24年11月の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から21年6月1日まで

② 昭和22年4月1日から同年7月1日まで

③ 昭和24年11月30日から同年12月1日まで

私の夫は、昭和17年にC社に入社し、56年8月に同社を退職するまで、 同社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、私の夫がD国のE社(現在は、F社。) G事業所に出向していた期間(申立期間①)及びA社に出向していた期間(申立期間②及び③)の厚生年金保険被保険者期間に欠落があるので、申立期間 ①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人の妻が所持するC社及び同社の関連会社での申立人の在籍記録に関する同社からの回答文書(昭和58年9月16日付け)

等から判断すると、申立人が申立期間を含めて昭和21年6月1日から56年8月16日まで同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和22年4月1日に同社からA社に出向、24年12月1日にA社からC社H事業所に転籍。)、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社における 昭和22年7月及び24年10月の社会保険事務所の記録から、22年4月から同 年6月までは600円、24年11月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和24年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年6月1日までの期間については、当時、厚生年金保険法の適用区域は「内地」である現在の日本国内に限られており、「外地」であるD国にあるE社G事業所については、同法の適用は無かったと判断できる。

なお、申立人の妻は、「夫は、C社からE社G事業所に在籍出向していた。」と陳述しており、当時の外地法人に勤務する者の取扱いをみると、「従前の使用関係を存続して給与も同じ事業所から支払いを受け、同法の適用区域外に転勤した場合においては、引き続き被保険者として取扱うことに支障は無い。」とされていることから、C社に申立人の在籍状況及び厚生年金保険の取扱状況を照会したものの、申立人の同社本社での昭和21年6月1日の厚生年金保険

被保険者資格の取得が確認できる資料以外には、関係資料等が保存されておらず、申立期間当時の申立人の在籍状況及び厚生年金保険の取扱状況を確認することができなかった。

また、申立人の妻は、「E社G事業所での申立人の同僚の氏名は分からない。」 と陳述しており、E社での厚生年金保険の取扱いに関する同僚調査及び同僚の 厚生年金保険加入記録の確認ができない。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年11月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月7日から同年12月1日まで 私は、昭和37年4月1日にA社に入社し、38年11月7日に同社B事業 所に転勤となった。

しかし、社会保険庁の記録では、A社B事業所での被保険者資格取得日が昭和38年12月1日となっており、同年11月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社提出の人事記録等から判断すると、申立人が申立期間を含めて継続して同社に勤務し(昭和38年11月7日に同社本社から同社 B事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における 昭和38年12月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当 である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、保険料を納付したと主張しているが、ほかに確認できる関連資料及び周 辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から4年10月1日まで

取締役として勤務していたA社での標準報酬月額について、平成3年7月から4年9月までの期間が引き下げられている。私は同社で総務経理を担当しており、社会保険事務所への届出書も作成していた。当時、末の弟である取締役の報酬は減額したが、私と代表取締役の報酬は減額していない。調査の上、申立期間の標準報酬月額を本来の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の標準報酬月額の訂正処理が行われたとする平成6年1月27日付けの変更届出について、申立人は当時の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を所持しており、同通知書を見ると、当時から3年前にさかのぼって申立人、代表取締役及び取締役の3人に係る報酬月額変更の届出書が作成されているが、申立人及び代表取締役の2名については、同変更欄が「×線」で抹消されており、また、社会保険事務所が当該変更届を受理したことを示す「改訂年月日」及び「決定後の標準報酬月額」の欄には、何も記入されていないことが確認できる。

これに対して社会保険庁の記録では、申立期間について、申立人及び代表取締役の2名についても、上記の通知書で抹消されずに受理された取締役と同様に遡及して標準報酬月額が減額訂正されている。

なお、申立人が保管していた当該改定通知書について管轄社会保険事務局は、「当時の処理経過は不明であるが、いったん3名分について届出された後に誤りが判明し、抹消をしたものと考えられる。一連の遡及入力処理については、当該月額変更届が遡及して提出されたことによるが、抹消及び入力の経過は不

明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社では、当初、申立人、代表取締役及び取締役の3名分について遡及して標準報酬月額を減額する変更届書を作成したが、その後、申立人と代表取締役については変更しないとして「×線」で抹消し、社会保険事務所においても取締役に係る訂正のみを受理したものの、当該取締役に係る標準報酬月額の入力処理業務の際に、入力すべきでないほかの2名についても誤って同様の入力処理を行ったものと推察できる。

このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の訂正前の記録から、44万円とすることが必要と認められる。

大阪厚生年金 事案 4891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社。) C事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年9月30日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和48年4月から、申立期間もA社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社を引き継ぐB社の職歴証明書及び企業年金支給義務承継通知書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和50年9月30日にA社本店から同社C事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月21日から同年3月1日まで 私は、平成8年1月10日にB社に就職し、9年1月21日からA社に転籍 したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間が2か月空白とさ れている。申立期間について確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、申立人の所持する申立期間の給与明細書及びA社の文書回答から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(平成9年1月21日にB社から同社系列会社であるA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年1月及び同年2月の給与明細書の保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は商業登記簿から昭和56年1月*日に株式会社として設立されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件(法人事業所で1名以上の常勤従業員を有するもの、昭和63年4月1日改正。)を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、平成15年9月30日に退職するまで同社に在籍していた。途中、46年9月1日から、49年1月25日まで C社に出向していた期間も、給与から保険料を控除されていた。しかし、社 会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間に ついて厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社本店に継続して勤務し(昭和 46 年9月1日に同社本店からC社に出向。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が資格喪失日を昭和 46 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事 務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業 主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係 る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納 入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保 険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正し、4年6月及び同年7月の標準報酬月額を18万円とし、同年8月から5年2月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月8日から5年3月1日まで

社会保険庁から送付された「年金手帳の記号番号調査のお願い」を確認すると、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間については、期間を空けずに、A社から同社B工場へ移って勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(平成5年3月1日に同社本社から同社B工場に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成4年6月及び同年7月の賃金台帳の記録から18万円とし、同年8月から5年2月までの賃金台帳の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定及び申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が平成4年6月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る4年6月から5年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 3621

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年1月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年1月まで

私は、昭和47年12月中旬に会社を退社後、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、48年3月にC市に転居するまでの間の国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に市役所又は銀行で納付をしていたと思う。C市へ転居後、自宅近くで自営しており、店舗に来た銀行員又は市役所の集金人に、私が3か月ごと又は6か月ごとに、夫婦二人分の保険料を納付していたと思う。

申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 1 月までの期間については、夫は納付済みと記録されているのに、私だけ納付記録が無い。申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の昭和47年12月ごろに国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人がA県B市及びC市で、それぞれ夫の保険料と一緒に納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人に係るC市の国民年金被保険者検認台帳、社会保険事務所の特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳の記載から、申立人は昭和49年2月28日にC市で国民年金に任意加入して同日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。当時、申立人が国民年金に任意加入した理由は不明であるが、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金資格を取得した日より前の月の保険料は納付することはできない。

また、申立期間当時、B市及びC市では、印紙検認による保険料収納が行われていたところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和48年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間のうち、昭和48年4月から49年1月までは検認印

は押されておらず、未加入期間を示す「納付不要」の押印が確認できる。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間 当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国 民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の 手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3622

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 12 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年5月まで

私が会社勤務を始めてから2年経った昭和52年ごろ、A市役所から申立期間を含む40年12月から50年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付して下さいという内容の文書と同期間の保険料の納付用紙が送られてきた。

私は、その後、おおむね2年の間に約20回に分けてA市B郵便局で送られてきた納付用紙に現金を添えて、6か月分ずつ定期的に保険料をさかのぼって納付したと思う。

私は、申立期間を含む昭和 40 年 12 月から 50 年 3 月までの保険料の領収証書から平成 19 年の秋ごろに書き写したメモを所持しており、このメモに書かれているように保険料を納付したと思う。

申立期間について、納付記録が無く未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろに、市役所から過去の未納期間の国民年金保険料の納付書が送付されたので、申立期間を含む40年12月から50年3月までの保険料を52年ごろから約2年間の間に約20回、定期的に納付したと申し立てている。

しかし、申立人が陳述する昭和52年ごろは特例納付実施期間では無く、当時、申立期間のうち、大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和43年6月から45年11月までの保険料について、第2回特例納付実施期間中に50年6月など5回に分割し

て特例納付を行い、45 年 12 月以降の保険料は特例納付以外の方法で納付されていることが確認できる。この特例納付が行われた昭和 50 年 6 月当時、申立人は 43 歳であり、それ以降 60 歳に到達するまでの間に保険料をすべて納付しても国民年金受給資格期間に達しなかったため、同受給資格期間の 25 年を満たすために 43 年 6 月から 45 年 11 月までの保険料を特例納付したと推認される。

さらに、申立人が所持する申立期間を含む昭和 40 年 12 月から 50 年 3 月までの領収証書から転記したとするメモには、同期間を 19 の期間に分割して 1 か月 900 円で計算した金額が記載されている。しかし、このメモに記載された期間の中に、制度上、第 2 回特例納付時には納付できない期間、申立人の国民年金手帳で現年度納付が確認できる期間及び保険料額が相違する期間が含まれており、当時の状況と符合しない。

加えて、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

申立人の平成9年4月から10年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年11月まで

私は、国民年金の加入手続の際に付加年金にも同時に加入し、何度か転居したが、国民年金保険料を納付するときには必ず付加保険料も一緒に納付しており、付加年金を脱退したことは無い。

A市に転居してからの申立期間についても、定額保険料と付加保険料を1 枚の納付書で納付していたと思っていた。

納付記録をみると、申立期間について定額保険料のみを納付したと記録され、付加保険料の納付記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入時から付加年金にも加入し、国民年金加入期間は、付加保険料を含んだ国民年金保険料を納付しており、A市に転居後の平成9年4月から10年11月まで(申立期間)についても、同様に付加保険料を含んだ保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る社会保険庁の国民年金記録をみると、申立期間直前の 平成9年3月までの間は、付加保険料を含んだ保険料が現年度納付されている ものの、A市に転居後の同年4月から10年11月まで(申立期間)の保険料は、 付加保険料を含まない定額保険料のみが納付されていることが確認できる。

また、A市では、当時、既に領収済通知書の被保険者情報、納付金額などについては、光学文字読取機(OCR)による処理が行われていたとしており、定額保険料が納付済みとされていることから、定額保険料のみの納付書が発行され、申立人も、これに従い保険料を納付したと考えるのが自然である。

本来、付加年金の加入申込みがあった被保険者に対しては、付加保険料を含んだ保険料額が記載された納付書が送付され、被保険者はその納付書を用いて

付加保険料が含まれた保険料を納付することになるが、上述のとおり申立期間の保険料は定額保険料が記載された納付書が発行されていたことが推認される。申立人に対して定額保険料の納付書が送付された経緯は不明であるが、例え、行政側の過誤により、付加保険料を含まない定額保険料の納付書が発行されて申立人の付加保険料の納付機会を奪われた事情があったとしても、上述の光学文字読取機による処理が行われた収納記録からみると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものとは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3624

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成5年4月まで

私は、昭和63年12月ごろに会社を退職し、A県B市役所で国民年金の加入手続をした。

国民年金に加入後、最初のころは、市役所から自宅に送付された納付書を 役場内にあった金融機関の窓口に定期的に持参して国民年金保険料を納付 していたが、その後、時期は定かでないが、保険料の納付が滞るようになり、 納付できなかった期間もある。

平成7年6月ごろ、このまま保険料を納付しないと年金受給資格が無くなるという通知を受け、5年5月までさかのぼって保険料を納付した記憶があり、その期間は正しく記録されている。

申立期間についても同様に保険料を納付した記憶があるので、納付済期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月ごろに国民年金に加入し、申立期間のうち、時期は不明であるが、国民年金保険料の納付が滞ること及び未納の期間はあったものの、加入当初の保険料はすべて納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月ごろにA県B市で払い出されているものの、申立期間の保険料が納付された事跡は見当たらない。

また、申立人は保険料を納付した期間などの具体的な納付状況の記憶は定かでなく、申立期間直後の平成5年5月以降の保険料は、7年6月ごろに催告されて納付したと陳述するところ、5年5月及び同年6月の保険料は同年6月に現年度納付されており、陳述と符合しない。その後の5年7月から7年3月ま

での保険料については、陳述どおり同年6月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の保険料納付の記憶は、5年当時の状況であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3625

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年7月まで

私は、昭和51年4月に会社を退職した際、国民年金に加入することは国 民の義務だと思い、A市役所で加入手続をしたと記憶している。

加入後は、私が自宅に送付されてくる納付書をB郵便局に持参して、毎月定期的に3,000円から5,000円ぐらいの国民年金保険料を納付していた。申立期間について、納付記録が無く未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国 民年金保険料を毎月、定期的に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、A市の国民年金被保険者台帳、 社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳の記載から、 申立人は、昭和52年8月23日に任意加入被保険者として国民年金に加入して いることが確認できる。国民年金の任意加入被保険者は、加入時に国民年金の 被保険者資格を取得するため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度 上、申立人は保険料を納付することができない。

また、申立期間当時の毎月の保険料額は1,400円ないし2,200円であり、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間 当時の申立人の住所地を管轄するA社会保険事務所が保管する国民年金手帳 記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番 号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3626

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から62年8月まで

昭和59年8月に勤めていた会社を退職し、3か月ほど後にA市役所で国 民年金に加入して保険料を納付してきた。そして、62年9月に会社に勤め て厚生年金保険に加入したので同年8月まで保険料を納付していた。しかし、 どのようにして保険料を納付したかは覚えていない。また、年金手帳はA市 役所で加入した時に受け取ったかどうかは定かでない。

申立期間前の昭和59年3月から同年7月までの厚生年金保険加入期間については、平成18年に社会保険事務所で別の厚生年金保険記号番号がみつかり記録が追加されたものである。したがって、申立期間の国民年金についても、記録が漏れていることがあると思う。また、同年に社会保険事務所で別の厚生年金保険記号番号がみつかった時点で、申立期間が国民年金の加入期間となるはずなのに記録上は未加入とされている。

申立期間が未加入及び未納とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入して保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の資格に関する記録をみると、申立人には、基礎年金番号があるが、この番号は昭和62年9月21日に取得した厚生年金保険記号番号が平成9年1月1日に基礎年金番号として統合されたものであり、申立期間の国民年金保険料を納付するためにはこれとは別に国民年金手帳記号番号が必要となるが、申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり保険料を納付することはできない。

また、加入手続をしたとするA市役所での申立人の国民年金の記録は未加入であり、社会保険庁の記録と符合する。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み 方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国 民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3627

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成4年9月まで

申立期間のうち、私が昭和61年4月から平成元年12月までの夫婦二人分の保険料を納付していた。しかし、納付金額及び納付月数については記憶が無い。

また、夫が平成2年1月から4年8月までの夫婦二人分の保険料と同年9月の私一人分の保険料を集金人、市役所又は銀行で納付した。しかし、夫は納付金額についての記憶が無い。2年から4年までの保険料を納付した資料として、夫の2年分から4年分までの所得税の確定申告書(控)を提出する。この申告書には、夫婦が納付した国民年金保険料の金額を記載しているので納付済みと認めてほしい。

私の申立期間が未納、また夫も昭和61年4月から平成4年8月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、申立人が昭和61年4月から平成元年12月までの夫婦二人分の保険料を納付していた。また、申立人の夫が平成2年1月から4年8月までの夫婦二人分の保険料と申立人の同年9月の保険料を納付していたのに未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の夫自身が記載した夫の平成2年分から6年分までの確定申告書(控)を見ると、2年分から5年分までの確定申告書(控)には、申立人の夫が付加保険には加入していないと陳述しているのにもかかわらず、付加保険料が加算されている。また、申立人の保険料が過年度納付された4年10月から6年3月までの期間及び申立人の夫が過年度納付された4年9月から6年3月までの保険料も現年度納付として記載されている上、6年分の確定申告書

(控)には、昭和60年4月から61年3月までの夫婦二人分の保険料を追納し、申立人の平成4年10月から6年3月までの保険料及び申立人の夫の4年9月から6年3月までの保険料を過年度納付しているにもかかわらず、これらの保険料額が加算されていないなど不自然な点が多く、これらの確定申告書(控)をもって申立期間の保険料を納付していたとみることはできない。

また、申立人の保険料の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、申立期間へと続く昭和58年4月から60年3月までの保険料は申請免除、同年4月から61年3月までの保険料は法定免除の後追納、申立期間に続く平成4年10月から6年3月までの保険料は過年度納付されており、申立期間当時、何らかの事情により納付が滞っていたものと考えられる。

さらに、昭和60年4月から61年3月までの期間及び平成4年10月から6年3月までの期間の保険料は同年11月にそれぞれ追納及び過年度納付されており、この時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない。

加えて、申立人夫婦は、当初、申立期間の保険料をさかのぼって 100 万円ぐらい納付したと陳述していたが、その後、確定申告書(控) があるので毎年現年度納付していたと、大きく変遷し申立内容に矛盾がみられる上、申立期間について、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から平成 4 年 8 月までは未納である。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3628

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成4年8月まで

申立期間のうち、妻が昭和61年4月から平成元年12月までの夫婦二人分の保険料を納付していた。しかし、妻は納付金額及び納付月数については記憶が無い。

また、私が平成2年1月から4年8月までの夫婦二人分の保険料を集金人、市役所又は銀行で納付した。しかし、納付金額についての記憶が無い。2年から4年までの保険料を納付した資料として、私の2年分から4年分まで所得税の確定申告書(控)を提出する。この申告書には、夫婦が納付した国民年金保険料の金額を記載しているので納付済みと認めてほしい。

私の申立期間が未納、また、妻も昭和61年4月から平成4年9月までの期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、申立人の妻が昭和 61 年4月から平成元年 12 月までの夫婦二人分の保険料を納付していた。また、申立人が2年1月から4 年8月までの夫婦二人分の保険料を納付していたのに未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人自身が記載した平成2年分から6年分までの確定申告書(控)を見ると、2年分から5年分までの確定申告書(控)には、申立人が付加保険には加入していないと陳述しているのにもかかわらず、付加保険料が加算されている。また、申立人の保険料が過年度納付された4年9月から6年3月までの期間及び申立人の妻が過年度納付された4年10月から6年3月までの保険料も現年度納付として記載されている上、同年分の確定申告書(控)には、昭和60年4月から61年3月までの夫婦二人分の保険料を追納し、申立人の平成

4年9月から6年3月までの保険料及び申立人の妻の4年10月から6年3月までの保険料を過年度納付しているにもかかわらず、これらの保険料額が加算されていないなど不自然な点が多く、これらの確定申告書(控)をもって申立期間の保険料を納付していたとみることはできない。

また、申立人の保険料の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、申立期間へと続く昭和58年4月から60年3月までの保険料は未納、同年4月から61年3月までの保険料は法定免除の後追納、申立期間に続く平成4年9月から6年3月までの保険料は過年度納付されており、申立期間当時、何らかの事情により納付が滞っていたものと考えられる。

さらに、昭和60年4月から61年3月までの保険料は平成6年11月に追納されており、この時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない。また、4年9月から6年3月までの保険料は同年10月に過年度納付されており、この時点においても、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上納付することはできない。

加えて、申立人夫婦は、当初、申立期間の保険料をさかのぼって 100 万円ぐらい納付したと陳述していたが、その後、確定申告書(控) があるので毎年現年度納付していたと、大きく変遷し申立内容に矛盾がみられる上、申立期間について、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の妻も未納である。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

申立人の昭和41年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から50年12月まで

私は、昭和36年4月から41年7月までの保険料25万6,000円を一括で納付した後、集金人が集金に来るようになったので、夫婦二人分の保険料を妻が納付していたと記憶している。また、一緒に夫婦二人分を納付していた妻の記録は、43年4月から納付の記録になっている。

上記期間が未納とされていることはどう考えても理解できず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から41年7月までの保険料を一括で納付した後、 集金人が来るようになったので、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納 付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、A市の被保険者名簿から、昭和53年9月に加入手続を行っていることが確認できる。この場合、申立期間の保険料は特例納付でなければ納付できない期間となっている。一方、申立人の妻の国民年金加入手続時期及び保険料納付状況をみると、手帳記号番号払出簿及びA市の被保険者名簿から、35年10月に手帳記号番号の払出しを受け、申立期間のうち、43年4月から50年12月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間の夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付していたとする陳述と符合しない。

また、市の被保険者名簿及び特殊台帳の記録から、申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 7 月までの保険料は 55 年 6 月 28 日に納付されていることが確認でき、保険料を一括で納付した後、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述は、同年 6 月以降のことであったものと考えられる。

さらに、市の被保険者名簿から、申立人は、昭和53年9月に国民年金加入手続を行った後、同年4月からの保険料の現年度納付と合わせ、51年1月から53年3月までの保険料を54年1月26日に過年度納付していることが確認できる。しかし、これだけでは60歳まで未納無く保険料を納付したとしても年金受給権を満たすことができず、36年4月から41年7月までの保険料を特例納付することによって、ちょうど300か月の保険料納付となり、年金受給権を確保したものと考えられる。また、特例納付が年金受給権確保のための制度であったことを考えると、36年4月から41年7月までの期間以上の保険料を納付勧奨しなかったとしても不自然ではない。

加えて、申立人の現存する昭和44年分から平成18年分までの所得税の確定申告書(控)から、申立人及びその妻の納付した国民年金保険料を確認したところ、昭和44年1月から52年12月までの各申告年分は一人分の保険料相当額のみが記載されており、53年1月から同年12月までは、申立人の妻の一年分の保険料と申立人の同年4月から同年12月までの9か月分と考えられる保険料相当額の記載があり、夫婦二人分の保険料相当額が記載されているのは54年1月以降であるため、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとは認められない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年4月までの期間及び49年9月から50年2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年4月まで

② 昭和49年9月から50年2月まで

A社に勤務していたとき、経理課に配属され従業員の年金手続を含めて役所に関係する諸手続を行っていたので、会社を退職した後国民年金の加入手続を行うべきことを知っていた。昭和47年3月に同社を退職してすぐにB市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の保険料額の記憶は定かで無い。納付したときに受け取った領収証書は年金手帳に貼り付けて保存していたが、年金手帳が複数あったので、市役所又は社会保険事務所で提出したと思うので今は手元に無い。保険料を納付したとき、年金手帳にスタンプを押してもらった記憶は無い。

昭和49年8月にC社を退職してすぐにB市役所で国民年金再加入手続を 行った。申立期間②の保険料額の記憶は定かでない。保険料の納付方法はよ く覚えていない。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月にA社を退職後すぐにB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付し、49年8月にC社を退職後すぐに同市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入に関する状況をみると、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳から昭和50年7月23日に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、47年4月ごろに国民年金加入手続を行

い49年9月ごろに国民年金再加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合せず、申立期間①及び②当時は国民年金未加入期間であるため保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の資格の取得及び喪失に関する状況をみると、社会保険庁の記録から平成7年4月に資格の取得及び喪失記録を訂正する手続が行われた結果、申立期間①及び②を含む昭和44年3月及び同年4月、47年4月から48年4月までの期間並びに49年9月から50年2月までの期間が強制加入期間とされたことが確認できるところ、当該手続が行われた平成7年4月時点において申立期間①及び②の保険料は時効の成立により制度上、納付することができない。

さらに、A市では昭和49年3月までの保険料納付方法は、国民年金手帳への印紙検認方式であるが、申立期間①の保険料を納付したとき、領収証書を受け取ったが年金手帳にスタンプを押してもらった記憶は無いとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を 行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を 縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月まで期間及び同年10月から45年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から43年3月まで

② 昭和43年10月から45年3月まで

私は、昭和41年10月の結婚を契機として、老後に備えるためにA市のB 出張所で42年6月に国民年金に加入し、当初は私が出張所で妻の分と合わ せて夫婦二人分の保険料を納付してきたし、集金人になってからは、妻が 夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたので、申立期間が未納とされ ているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に、昭和42年6月に国民年金に加入し、同年6月から妻の分と合わせて夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和40年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、42年6月にA市のB出張所で国民年金に加入したとの申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、申立期間①より後の昭和43年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、妻の加入手続時点において、申立期間①は過年度期間となり、この間の保険料を妻の分を含めて現年度納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人の妻の納付記録をみると、申立期間①及び②は、申立人同様 未納であることが市の被保険者名簿及び社会保険庁が保管する特殊台帳から 確認できる。

加えて、申立人の納付記録をみると、申立期間を除き、申立期間①直前の

18 か月を初め、延べ4年以上に及び未納であることが、社会保険庁が保管する特殊台帳及びオンライン記録から確認でき、申立人は必ずしも納付意識が高かったとは言い難い。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、 社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行っ たほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同手帳記号番号払出 簿の内容をすべて確認したが、別の同手帳記号番号の存在はうかがえず、また、 申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 から 50 年 3 月 まで

私は、昭和40年8月に会社を辞め、A市にある市場で店を始めた。この時、民主商工会にも加入し、国民年金へは、妻が加入手続を行い妻と一緒に加入した。保険料は、確か2か月分をまとめて、夫婦二人分を市役所から集金に来ていた人に妻が納めていた。申立期間が未納ということはあり得ないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月に会社を辞めた後、妻と一緒に国民年金に加入し、 妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和50年8月 に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、 払出時点では、申立期間のうち、48年6月以前は既に時効が成立し、保険料 を納付できない期間になっている。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ昭和50年8月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、申立期間は申立人同様未納であることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、40年8月から妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したところ、昭和41年11月に夫婦連番で別の同手帳記号番号が払い出されていることが確認できたものの、この手帳記号番号は「納付

無し」として資格取消し処分になっていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録においても不存在であった。加えて、申立期間は116か月と長く、これほど長期にわたり行政側が事務的処理の誤りを継続するとは考え難く、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年12月まで

私は、加入時期及び場所は忘れてしまったが、昭和47年ごろにはA市で私が夫婦二人分の保険料を納めていた。当初の保険料は月額一人900円ぐらいだったと思う。49年9月にB市に引っ越しした際、継続の手続を行った。その後、郵便で50年1月から同年3月までの納付書が送られてきたが、支払っているはずなのにと不審に思い、そのままにしていたが、しばらくして市役所に納付に行った。その際、当初の金額より大幅に上がっていて驚いたが、ほかに未納期間が無いことを市の窓口で確認の上、特例納付により12,000円(1月当たり4,000円)を納めたはずであり、申立期間の未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろには、定期的に保険料を納付していたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人の手帳記号番号は、昭和50年4月にB市において、夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、前住地のA市で47年ごろには納付を開始していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、夫婦二人分を一緒に納付したとする夫の納付記録をみると、厚生年金保険期間を除き同じく未納となっており、併せて申立人の特例納付済期間も未納となっている。

さらに、申立人の納付記録をみると、昭和50年1月から同年3月までの3か月の保険料12,000円を55年6月に特例納付していることが社会保険庁の特

殊台帳から確認できる。この点については、申立人は、加入手続後に、遡及納付が可能であった同期間の保険料(3,300円)に係る国庫金納付書の送付を受けたものの、納期限までに使用されないまま時効が到来したことから、特例納付(附則4条)実施期間中に、行政側の勧奨を受け3か月分(12,000円)を納付したものと推定できる。また、申立人は、この特例納付以外に遡及納付を行ったことは無いと陳述している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私は、加入時期及び場所は忘れてしまったが、昭和47年ごろにはA市で夫婦二人分の保険料を妻に納めてもらっていた。49年9月にB市に引っ越しした際、妻に市役所へ国民年金の継続の手続に行ってもらい、引き続き納めてもらっていた。それなのに申立期間が未納とされているのはおかしい。妻にすべて任せていたので、金額は分からないが、転居前のA市から夫婦二人で納付を開始し、3か月ごとに納めてもらったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年ごろには、定期的に妻に保険料を納付してもらっていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人の手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月に B 市において、夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、前住地のA市で 47 年ごろには納付を開始していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、夫婦二人分を一緒に納付したとする妻の納付記録をみると、妻が特例 納付している3か月を除き同じく未納となっている。

さらに、申立人本人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保 険料を納付したとする妻も、納付場所及び納付金額など保険料納付をめぐる記 憶は定かではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべ

て確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年3月まで

私は、国民年金に加入した後の昭和55年4月ごろ、一緒に継続して夫婦二人分の保険料を納めてきた妻と共に口座振替の手続をし、自分の口座から夫婦二人分の保険料を引き落とししていた。それなのに私の方だけ申立期間が未納とされているのはおかしい。保険料額ははっきり覚えてないが、夫婦の片方だけ納付していることはないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月ごろに夫婦で国民年金保険料の口座振替手続をして、その後は、自動引落しにより夫婦二人分の保険料を自身の口座から納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する市発行の「国民年金保険料口座振替開始通知書」を見ると、昭和55年4月から夫婦二人分の保険料を申立人名義の口座からの振替により納付する内容となっていることが確認できる。一方、口座振替手続を取っていた銀行における申立期間当時の通帳の取引明細を見ると、「最終取引日昭和60年2月12日、残高220円」と記載されていることが確認できるとともに、現在も同残高の状態で口座が残存していることが確認できる。これらの点を踏まえると、同年に夫婦で口座振替手続が取られ、申立人が主張する方法により夫婦二人分の保険料納付は開始されたものの、最終取引日以降は、残高不足となるため振替による保険料納付はなされなかったものと推定できる。他方、妻については、申立期間は納付済みの記録となっていることから、申立人が陳述する口座振替以外の納付書等による納付方法に転換されたものと考えられるが、この点を含め、申立人の申立期間に係る保険料納付をめぐる記憶は定かではなく、夫婦二人分の保険料が納付できない何らかの事情が生じた可

能性は否定できない。

また、申立期間は、6年度、72か月に及ぶとともに、社会保険庁において、 既に収納情報のオンライン処理導入後に当たっており、行政側がこれほど長期 間、事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月から 54 年 1 月まで

昭和 40 年から両親と自営業を始めたが、その翌年ごろに父が私の国民年金加入手続をし、市の集金人に母が毎月、自宅で両親の保険料と一緒に私の分も納めてくれたと思う。

両親共に既に死亡し、確認することはできないが、間違いなく納めてくれたと確信するので、私の保険料納付を認め年金を受給させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格記録をみると、申立期間よりずっと後の平成12年1月31日に初めて資格を取得していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月30日に夫婦連番で払い出され、二人そろって44年1月から納付を開始していることが、同払出簿及び社会保険庁のオンライン記録から確認でき、それより2年近く前から始まる申立期間の保険料を両親の分と一緒に集金人に納付してくれたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から同年12月までの期間、43年2月から同年12月までの期間、49年11月から52年7月までの期間及び平成2年4月から3年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から同年12月まで

② 昭和43年2月から同年12月まで

③ 昭和49年11月から52年7月まで

④ 平成2年4月から3年6月まで

会社を退職した直後の昭和42年3月ごろに夫婦二人の加入手続をし、申立期間①及び②については、市役所から送られてきた納付書により妻の分を合わせた夫婦二人分の保険料を取引銀行で納めた。集金人に納めたり、市役所の窓口に納めに行った記憶は無い。

申立期間③及び④についても、同様に納付書により取引銀行の窓口で基本的には夫婦二人分を納めているが、④の一部の期間は長男を含む三人分を納めた。このことは、当座預金簿及び現金出納帳に記載されている。

このように、加入当初から間違いなく保険料を納め続けてきたのに、4つの期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人夫婦の加入手続時期をみると、申立人の妻が昭和43年10月22日であるのに対し、申立人はそれより2か月程度遅い同年12月13日であることが、両人が所持する国民年金手帳の発行日から確認でき、42年3月ごろに夫婦一緒に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。この点については、夫婦の手帳記号番号に185番の開きがある状況と整合している。

また、加入手続時点において、現年度期間となる申立期間のうち、昭和 43

年4月から同年12月について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、保険料を現年度納付した際に押されるべき検認印が認められないほか、この期間について、市から送られてきた納付書により保険料を納付したとする申立人の陳述は、集金人による当時の納付制度とは符合しない。

さらに、加入手続時点において、過年度期間となる申立期間のうち、昭和43年3月以前については、過年度納付が可能な時期は存在したものの、夫婦二人分を一緒に納付したとする妻の記録も未納となっている。

加えて、申立人の納付記録をみると、納付済みの昭和 44 年 12 月が厚生年金保険と重複したため、45 年 3 月時点においてぎりぎり遡及可能であった、申立期間①と②に挟まれた 43 年 1 月に充当処理されたものであることが、申立人が所持する国民年金手帳の記録から確認できる。この場合、当初は未納であったこととなり、前後の期間のみ過年度納付していたと考えるのは不自然である。

次に、申立期間③及び④について、申立人の資格記録をみると、昭和42年3月に初めて国民年金の資格を取得し、44年12月に資格を喪失した後、52年8月に任意加入で再び資格を取得、60歳を迎える平成2年*月に資格を喪失し、3年7月に高齢任意加入していることが、申立人が所持する国民年金手帳、市の被保険者台帳及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する当座預金簿及び現金出納帳を見ると、この期間のうち、平成3年3月以前については、一人分の保険料額に相当する金額しか見当たらないことから、納付済みの記録が確認できる妻の分であると考えられる。一方、同年4月から同年6月までについては、夫婦二人分の保険料額に相当する金額が計上されているものの、同様に納付済みの記録が確認できる妻と長男の分であると考えるのが相当である。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険 庁のオンライン記録により、申立人の氏名の確認を行ったが、別の手帳記号番 号の存在はうかがえず、また、申立期間①、②、③及び④の保険料納付をうか がわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成17年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成17年1月まで

時期はいつごろかはっきりとは覚えていないが、養父が国民年金の加入手続をしてくれた。以後、保険料を納めてくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、金額及びどのように納めてくれていたかの記憶は定かではない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期についてははっきりとは覚えていないが、養父が国民年金の加入手続をしてくれ、以後、保険料を納めてくれていたはずだと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、平成3年5月10日であることが、社会保険庁の同払出簿から確認できる。この場合、申立期間のうち、元年3月以前については、時効の成立により、既に保険料は納付できない期間となっている。

また、申立人は、平成7年4月から8年7月までについて、不在被保険者として管理されていたことが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、この間の保険料は納付することができなかったと推定される。

さらに、申立人の納付記録をみると、平成11年4月から12年3月までは、 全額申請免除であることが、市及び社会保険庁双方の記録から確認でき、養父 が保険料を納めてくれていたとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人と申立人の養父とは住所が異なっていることが、市の住所履 歴画面から確認できる。この場合、納付書は登録されている申立人の住所地に 送付されることから、住所地の異なる申立人の養父が申立人の保険料を納付し てくれていたとする陳述に不自然さは否めない。 また、申立期間は198か月と長期にわたっており、国民年金の事務処理は、被保険者毎に管理されるものであることから、行政側が長期にわたり事務処理の誤りを行ったとは考え難い。

このほか、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の養父は既に亡くなっており、その状況は不明であるほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

当時は、A区で父親と一緒に店を営んでおり、B組合に加入した時に、国民年金の加入を勧められ、私は昭和36年4月ごろに加入した。その後、B組合の人が店に集金に来たので、毎月保険料を納めた。社会保険庁の記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金に加入し、その後は、B組合の集金人に毎月保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年6月21日に実家の所在地であるC市において、申立人の母親、妻、妹及び弟夫婦と連番で払い出されていることが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。一方、当時はA区の店で居住し住民登録も移していたと思うと申立人の妻が陳述していることから、この加入手続は実家においてなされたものと推定される。

また、記録の確認できる申立人の母親及び弟夫婦の納付記録(母親については、別の手帳記号番号の払出しを受ける前の記録。)をみると、申立期間については、申立人と同様未納となっていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人は、B組合に加入した時に国民年金の加入を勧められたと陳述しているところ、同組合では、D国保の加入は勧めたが、国民年金は扱っていないと回答しており、同組合の集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁

のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において申立期間についての同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から48年3月まで

私は、申立期間中は途中1年から2年のA県在住時期を除いて、B市内の工場で働いていた。当時は年金及び健康保険等についてはほとんど意識しておらず、それらはすべて会社に任せきっていて、保険料は給料から天引きされているものと漠然と思い込んでいた。給料明細及び源泉徴収票も発行されず、年金手帳も目にしたことが無いので、国民年金の加入について確認したことは無かった。しかし、未納と記録されている昭和48年3月以前も、納付済みと記録されている同年4月以降も同一の会社に勤めていたこと、未納ならば役所から送られてくるはずの督促状などを受け取った記憶が無いことなどから考えて、申立期間の保険料が納付されていた可能性もあると思われる。また、A県在住時期は養父の家業の手伝いをし、国民年金については何も記憶が無いが、生活が苦しいながらも養父が保険料を代納していた可能性も考えられるので、この期間も含めて調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことについて明確な記憶は無いが、B市での工場勤務時代については会社が、A県在住時代については養父が自身の保険料を代納していた可能性もあると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和 48 年 11 月 19 日に国民年金 手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿によって確認できる。この場 合、払出時点では、申立期間のうち、46 年 9 月以前については時効の成立に より、既に保険料を納付することはできない期間になっている。

また、申立期間は121か月に及び、行政機関がこれほどの長期にわたって事務上の過誤を継続することは考え難い。

さらに、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、年金手帳を見た ことは無いと陳述するなど保険料納付をめぐる記憶は定かではない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる氏名検索を行った上、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査若しくはオンライン検索による調査を行ったが、申立人について別の手帳記号番号の存在はうかがえなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から42年4月までの期間及び同年11月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から42年4月まで

② 昭和42年11月から43年3月まで

C県に在住していた昭和36年4月から私は国民年金に加入し、当初は保険料を役所に出向いて納付していたが、37年3月ごろにD市に転入してからは、毎月来訪してくる女性の集金人に保険料を定期的に納付していた。当時は年金手帳に印紙を貼る方式で私が夫の分も一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、同市内で何度か転居したが、転居後も集金人が継続して来訪していたこと及び加入当初の保険料は月額100円ぐらいであったのがその後どんどん上昇していったこと、また、国民年金の保険料を国民健康保険のそれとは別に納付していたことなど、当時の保険料納付については様々な記憶があるので、納付していたことは確かであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中何度か転居はしたものの、国民年金保険料は定期的に 中断無く納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、D市から転居したE市において昭和43年4月9日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる(以下「手番A」という。)。この場合、手番Aの払出時点では、申立期間のうち、40年12月以前については、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっている。また、41年1月以降については、まとめ払いは可能であったものの、その場合、定期的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間①及び②とも、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の夫の記録も未納であるほか、夫婦は前住地のD市において定期的に納付していたにもかかわらず、転居後のE市で新たな手番Aの払い出しを受けたこととなり、不自然さは否めない。さらに、この点については、D市において、国民年金に係る手続がなされた場合に作成・保存されている被保険者名簿が、夫婦そろって不存在である状況と整合している。

一方、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容を確認したところ、申立人には、昭和36年の国民年金制度発足当時居住していたC県F市において、手番Aとは別の手帳記号番号(以下「手番B」という。)が払い出されるとともに、手番Bにより申立期間①直前の6か月の保険料が同年12月に納付されていることが同払出簿及び市の被保険者名簿の記録から確認できる。しかしながら、当該払出簿及び被保険者名簿には、申立人を不在者と認識していた記載が見られるほか、手番Bに係る特殊台帳には、申立人夫婦がF市から転居したD市以降の住所地の記載が認められず、管轄社会保険事務所間の台帳移管もなされていないことから、転居地において手番Bによる保険料納付はなされなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間は延べ72か月に及び、行政機関がこれほどの長期にわたって事務上の過誤を継続することは考え難いほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金の制度が発足した時、私は兄夫婦と父の自営業を手伝っていた。 父は、私が厚生年金保険に加入していないことから、国民年金に加入して 保険料を納付してやると言ったことを覚えている。

昭和37年10月に結婚してからは、自分で保険料を納付していたが、夫は保険料を納付していなかったので、夫の分だけ36年4月までさかのぼって納付した。

申立期間当時は、女性の方が自宅に来て手帳に印紙を貼っていた。保険料は最初のころは100円だったと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年6月に、申立人と同居し、家業を手伝っていた兄夫婦と連番で払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。また、この兄は、加入手続及びその後の保険料納付はすべて父親が行っていたと陳述していることから、申立人及び兄夫婦の加入手続は父親によりなされたものと推定できる。

そこで、兄夫婦の納付記録をみると、申立期間である昭和36年4月から37年3月までの期間、及び申立人が結婚により自身で保険料を納付していたとする38年1月から同年3月までの期間の保険料は、50年12月に特例納付されていることが特殊台帳から確認できる。この場合、兄夫婦も、当初は、申立人と同様に未納であったこととなり、申立人の父親は、37年4月から申立人及び兄夫婦の保険料納付を開始したものと考えることが相当である。

また、昭和40年に結婚し、48年に手帳記号番号の払出しを受けている申立

人の妹の納付記録をみると、37 年 9 月の資格取得時から 47 年 12 月まで 124 か月の未納期間があるが、特例納付は行っていない。

これらの点を踏まえると、申立人の父親は、当時同居していた兄夫婦の未納期間についてのみ、昭和50年に特例納付を行ったものの、申立人及び妹については、既に嫁いでいたことなどの理由から特例納付は行っていないと考えるのが自然である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成19年6月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成19年6月まで

平成になる少し前に、母親が私の国民年金保険料を納付していたことをみたので、それより前の昭和58年ごろに、母親が加入手続を行い、以後の保険料を納付したはずである。平成2年ごろになって、母親から免除になったと聞いたので、同年ごろから19年6月までは継続して免除されたはずである。

また、結婚した平成5年5月から妻も一緒に継続して免除された。しかし、 年金記録をみると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成20年6月30日に払い出されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。また、この点については、申立人より4番前の手帳記号番号が同年6月26日に払い出されている状況と整合している。この場合、払出時点では、申立期間のうち、申立人が保険料を納付したとする平成2年以前については、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっている。

また、申立期間のうち、申立人が免除承認を受けたとする平成19年6月以前については、制度上、既に免除申請できない期間に当たっている。なお、申立人の免除記録をみると、申立期間直後の同年7月から20年6月までの1年については、手帳記号番号払出直後の同年7月1日に免除申請がなされ、同年9月1日に承認処理がなされていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、平成5年5月の婚姻以降、一緒に免除承認されていたとする妻の記録も未納であり、申請免除になっていない。

加えて、申立人本人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、当初、保険料納付をしていたとする申立てを、事後の聞き取り時に、申請免除期間を含めた申立てにするなど陳述が変遷し、申立期間及び納付状況に係る記憶が曖昧である。

そのほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険 庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、 当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確 認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納 付及び免除承認をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から44年3月まで

私は、昭和38年11月ごろ、母にA市で国民年金への加入手続をしてもらい、一緒に継続して母子二人分の保険料を納めてもらってきた。それなのに私の方だけ申立期間が未納とされているのはおかしい。納付方法、保険料額ははっきり覚えていないが、集金人が家に来て、今は捨ててしまったが茶色い手帳2冊にはんこを押していたのを覚えており、片方だけ納付していることはないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月ごろ、母に国民年金への加入手続をしてもらい、 その後は、母が継続的に集金人に納めていたので、申立期間の未納とされてい ることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月にB市C区において、母子連番で払い出されていることが同払出簿及び市の被保険者名簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、前住地のA市で38年11月ごろには納付を行っていたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、母子二人分を一緒に納付したとする申立人の母親の納付記録をみると、手帳記号番号払出時点において、過年度期間となる4年度分(昭和40年度から43年度まで)の納付記録が認められる。この点については、①通常の過年度納付では時効により納付できない期間が含まれていること、②大正11年*月生まれの母親の受給権確保には16年の納付期間が必要となるが、同人は、この4年度分の遡及納付を行った上、60歳まで納付を継続することによって

初めて当該納付期間が確保できる状況であったことを踏まえると、受給権確保の観点からなされた行政側の納付勧奨を受け、加入直後から数か月後に開始された第1回特例納付等を活用して納付したものと推定できる。一方、加入時に20歳代であった申立人にはその必要性は無かった。

さらに、母子二人分を一緒に納付したとする母親の納付記録をみると、この 過年度納付及び特例納付期間を除き、申立期間は未納となっている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで

私は、20歳となった昭和47年ごろに国民年金に加入し、保険料を納付していた。当時はA店を経営しており、仕事も順調で保険料を納付することに問題は無かった。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和47年ごろに国民年金に加入し、保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人が28歳である56年4月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人が、申立てどおり、20歳から保険料を現年度納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間は7年以上に及び、このような長期間にわたり、毎回連続 して納付記録が欠落することは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金は20歳から加入しなければならないという認識があったので、20歳から国民年金に加入したはずであると陳述するのみであり、当時における加入手続の状況及び年金手帳の有無等について記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、昭和56年12月11日に厚生年金保険の資格を喪失後、57年5月からA市B町で店を始め、そのころから平成14年3月まで国民健康保険料とともに国民年金保険料を遅滞なく納付していた。

しかし、私の国民年金の資格の取得が中途半端な昭和 61 年 4 月 1 日とされ、申立期間に納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和61年4月1日は、国民年金法が改正された日であり、改正前において、 厚生年金保険に係る老齢年金の受給資格期間を満たしている者は、国民年金の 任意加入被保険者の対象者とされていたところ、申立人が厚生年金保険の資格 を喪失した56年12月時点において、申立人の厚生年金保険の加入期間は既に 老齢年金の受給資格期間である20年以上であったことから、当時、申立人は 国民年金の任意加入被保険者の対象者であったものと考えられる。

そこで、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和46年12月1日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得した後、厚生年金保険に再加入した49年12月9日に当該資格を喪失し、国民年金法が改正された61年4月1日に、A市において改正後の第1号被保険者(強制加入)の資格を取得していることが確認でき、社会保険庁の資格記録とも一致していることから、申立期間は、記録上、国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、申立期間中に国民年金の任意加入の申し出を行う必要があるが、申立人は、国民年金の手続に関して具体的な記憶が無く、A市で国民健康保険料を納付していたので、国民年金

にも加入しているものと思ったと陳述しており、申立人が当時、任意加入の申 出手続を行ったとする明確な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 3 月 31 日に、当時居住していたC市D区において払い出されていることが、同区を管轄するE社会保険事務所の手帳記号番号払出簿により確認できるが、申立人が、この手帳記号番号によらずに、A市で飲食店を始めた 57 年 5 月から国民年金保険料を納付するためには、同市において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同市を管轄するF社会保険事務所において、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から47年12月まで

昭和39年1月に、父が国民年金の加入手続をしてくれ、23歳で結婚するまでの間、国民年金保険料を納めてくれていた。

結婚してからは、引き続き自分で納めるよう言われたので、郵便局及び銀行等で、区役所から送られて来た納付書により納付した。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月に、父が国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月26日に払い出されており、また、年金加入記録をみても、同年1月31日に初めて任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、結婚後の申立期間の国民年金保険料について、区役所から送付された納付書により納付したと申し立てているが、申立期間当時、A市では印紙検認方式により保険料を収納しており、当時の制度状況と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は108か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月に、A区にあった家業の店舗を訪れた納税組合の人に勧められて、夫と共に国民年金に加入し、以後、毎月自宅に来られた集金人に、一人月額100円を納付し、年金手帳にハンコを押してもらっていた。

当時の市場内の業者の何人かは、加入手続を一緒に行ったので、証言をしてくれると思う。

申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できず、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から夫婦一緒に加入し、 申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料について、集金人に納付していたと申 し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 41 年 6 月 1 日に特別適用対策事業により職権で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、39 年 1 月から 41 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人が、自身と同じく国民年金制度発足時に加入したはずであるとしている知人夫妻の国民年金手帳記号番号も、申立人と同一日の昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手 帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏 名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は60か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民 年金保険料の収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え 難い。

大阪国民年金 事案 3649

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金制度開始の昭和36年4月に、A区役所で国民年金に加入し、以後、毎月自宅に来られた集金人に、月額100円を納付し、丸い印を年金手帳に押してもらっていた。

昭和31年に夫が亡くなり、二人の子供を抱えて実家で3年間世話になっていたが、34年に店を開業し、37年に婿養子を迎えた。

夫は結婚当初は厚生年金保険に加入していたが、退職して私の店を手伝 うようになり、昭和37年6月7日から国民年金に加入し、それからは夫婦 一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきた。

将来の自分たちのためにと思い、申立期間に係る保険料を納付したのは 間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月2日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、39年12月以前の国民年金保険料は、制度上納付することはできず、40年1月から41年3月までの保険料は、過年度保険料となり集金人に納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、毎月集金人に納付し、丸い印を年金手帳に押してもらっていたと申し立てているが、当時のB市における保険料収納は3か月ごとであり、制度状況とも符合しない。

さらに、申立人及びその夫の納付記録をみると、申立期間直後の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出時点において、申立人は 34 歳であり、また、夫は 33 歳であったことから、それぞれ年金受給資格期間を確実なものとするために当該期間の国民年金保険料を夫婦共に過年度納付したものと考えられるが、申立人はこの時以外に保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとも陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間は60か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国 民年金保険料の収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考 え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年7月29日まで

② 昭和38年11月30日から39年7月1日まで

私は、昭和37年4月ごろから39年6月末まで、A市にあるB事業所においてC資格者の助手として勤務していた。社会保険庁の記録によると、同事業所に勤務していた期間のうち、37年4月ごろから38年7月29日までの期間(申立期間①)、及び同年11月30日から39年7月1日までの期間(申立期間②)が厚生年金保険に未加入とされている。

前勤務先のD事業所(現在は、E事業所。)には、J職として勤務していたが、無給であったので我慢できずにB事業所に転職した。また、次の勤務 先のF事業所には昭和39年にC資格者の資格を取得した後に転職した。

申立期間においてB事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所を運営するG法人では、申立期間における申立人の勤務及び給与からの保険料控除の状況等について不明と回答している上、社会保険事務所が保管するB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している同僚二人が、申立期間①の途中から申立期間②の後まで同事業所に勤務していたことが確認できるところ、当該勤務期間には、申立人に係る被保険者記録がある期間も含まれているほか、同僚は二人共「申立人のことは覚えていない。」旨陳述している。

一方、「申立人のことを覚えている。」旨陳述している同僚が一人確認できるところ、当該同僚も、申立期間①の途中から申立人に係る被保険者記録がある期間を経て申立期間②の後まで継続してB事業所に勤務しており、「申立人

の勤務期間については覚えていない。」旨陳述していることから、申立人が申 立期間中に同事業所に勤務していたことは確認できない。

また、申立人は「H社を退職してから実家のI事業を1年近く手伝った後に D事業所に7か月から8か月間無給で勤務した。」旨陳述しているところ、社 会保険事務所の記録によると、H社における申立人の厚生年金保険被保険者資 格の喪失日は昭和36年9月10日であることから、仮に、陳述どおりであると すると、B事業所への就職は早くても38年4月ごろとなる。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和39年4月1日付けで29人について被保険者資格の取得時の標準報酬月額が一斉に訂正されており、訂正日直近に社会保険事務所による調査を受けていることが確認でき、訂正が行われた者の中に厚生年金保険被保険者期間が申立人と近い者(昭和38年3月12日から同年12月26日)が認められるところ、申立人については訂正の形跡が認められないことから、申立人の勤務期間は被保険者記録どおりであったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4896 (事案 2117 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月10日から同年4月1日まで

前回の申立てのうち、昭和33年9月20日から同年10月21日までの申立期間については記録の訂正が認められたが、31年2月10日から同年4月1日までの申立期間については訂正不要との通知を受け取った。

訂正不要とされた期間は、同僚の陳述から試用期間に当たり、厚生年金保険には加入していなかったとの年金記録確認第三者委員会の見解であるが、会社の辞令発行簿により私の本雇いの日が昭和 31 年 2 月 11 日であることが確認でき、雇用保険の被保険者資格取得日も同日となっている。当然、厚生年金保険についても同じ日に資格を取得しているものと考えられる。

第三者委員会の決定には、重大な見落としがあり、納得し難く証拠資料を提出するので、再審査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当初の申立てのうち、昭和33年9月20日から同年10月21日までの期間については、当委員会の決定に基づき、平成20年9月5日付けで、「平成20年9月2日に総務大臣から社会保険庁長官に対しあっせんを行った。」旨通知が行われているところである。

ところで、今回の申立期間についてみると、i)雇用保険の記録及びA社の採用簿において申立人の採用年月日が昭和31年2月11日と記載されていることから、申立人が申立期間において勤務していたことは確認できるものの、申立人と同日付け又は翌日付けで採用された同僚4人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日も申立人と同日(昭和31年4月1日)となっている、ii)同僚の陳述から、申立期間は試用期間に当たり厚生年金保険料は控除されてい

なかったと考えられるとして、年金記録の訂正は必要でないとされている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに「厚生年金記録の再訂正を申請する理由」等自らが作成した資料を提出し、i)会社の辞令発行簿により本雇いの日が昭和31年2月11日であることが確認でき、雇用保険の被保険者資格の取得日も同日となっていることから、当然、厚生年金保険についても同じ日に資格を取得しているものと考えられる、ii)現在、保管している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は同年4月1日となっているが、当該被保険者証は再発行で、再発行の際、資格取得日と被保険者番号を書き間違えたと考えられる。以前は、資格取得日が同年2月11日と記載された別の被保険者証を所持していた等と主張しているが、当該資料及び主張に保険料納付をうかがわせる事情は見当たらず、また、申立人の主張する採用簿及び雇用保険記録については、前記のとおりである。

さらに、申立人は、昭和31年度新規学卒で入社していることから、今回、 社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、生 年月日から昭和30年度及び32年度における新規学卒者と思われ、4月前後に 入社している13人(昭和30年度7人、32年度6人。)に係る被保険者資格の 取得日を調査したところ、いずれも4月1日であることが認められる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から同年11月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。 同事業所には、昭和47年6月から56年3月まで継続して勤務していたので、 申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人提出の「昭和52年度 市・県民税個人別明細書」によると、申立人が昭和51年中に支払った社会保険料は7万588円であることが確認できるが、A事業所が行った52年の申立人に対する社会保険料の控除状況を基に、51年の社会保険料控除額を試算したところ、申立期間(3か月分)の社会保険料について控除が有ったと仮定した場合、年間9万5,709円となるのに対し、控除が無かったと仮定した場合、年間6万9,783円となり、前出の7万588円(申立人が昭和51年中に支払った社会保険料額)とおおむね一致することから、申立期間における厚生年金保険料の控除は無かったものと考えられる。

また、社会保険事務所のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じ職種の同僚一人についても、申立人と同様に、昭和51年8月1日に資格を喪失、同年11月1日に資格を再取得していることが確認でき、当該被保険者名簿には記録訂正等の不自然な記載内容は認められない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年4月1日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社C支社 (B市(現在は、D市。)に所在。)で勤務していた申立期間の加入記録が 無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であ ったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C支社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社C支社は、社会保険 事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、「申立期間当時、A社C支社の従業員は、上司と私の二人であった。」と陳述しており、申立期間当時の従業員数は5人未満であったことがうかがえ、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

さらに、A社C支社の上部機関に当たるA社E支社及びA社の前身であるF社でI県E市内に所在していた2事業所(F社G支社及び同社H支社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人及び上司の氏名は確認できなかった。

加えて、社会保険事務所の記録において、当該上司は、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い上、同人は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いては、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月16日から62年12月31日まで

私は、昭和60年3月16日から62年12月31日までA社にB業務従事者として同期入社の同僚と共に勤務していた。子供が小さく健康保険証が必要なため、社会保険に加入する条件で同社に入社しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入期間が無い旨回答をもらったが、申立期間は、同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により判断すると、期間は特定できないものの、申立人のA社における在職が推認されるほか、雇用保険の記録において、昭和61年11月1日に資格を取得、62年12月9日に離職と記録されていることから、当該期間における申立人の在職は確認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は廃棄済みであるため、申立人の入退社日及び勤務期間等については不明。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者も亡くなっているため、申立人の保険料控除等について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時子供が小さく健康保険証が必要であったため、 社会保険に加入する条件でA社に入社したと陳述しているものの、健康保険証 を受け取った記憶は明確ではなく、さらに、健康保険証の使用についても記憶 していない。加えて、同社が当時加入していたC健康保険組合は、申立人の申 立期間に係る加入記録は保存期限が経過しているため確認できないと回答し ている。

一方、申立人がA社に一緒に入社したと申し立てている同僚についても、同社での厚生年金保険の加入記録は無いほか、同僚からは「D業はB業務従事者の入退社が激しく、社会保険に加入していない者もいた。」旨の陳述が得られたことから、当時、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳では無かったことがうかがわれる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人主張の昭和60年3月16日付けで資格を取得している者はいない上、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による 検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらず、この ほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料 及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月ごろから37年6月ごろまで

② 昭和43年4月ごろから48年3月ごろまで

③ 昭和49年3月ごろから50年3月ごろまで

私は、A専門学校に行きながら、B社(後のC社。)で勤務していた。20歳になり、昭和36年3月ごろから37年6月ごろまでの給与から、毎月410円又は420円の保険料が控除されていたのでノートに記録している。

また、昭和43年4月ごろから48年3月ごろまでの期間、再びB社で勤務していた時に、毎月の給与から6,200円の保険料が控除されていたのでノートに記録している。

さらに、昭和49年3月ごろから50年3月ごろまでの期間、D社で勤務していた時に毎月9,200円の保険料控除をされていたことをノートに記録している。

給与から控除されていた額は厚生年金保険料も含まれていたと思うので、 申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はB社で勤務していたと申し立てているところ、申立人提出のノート及びB社は申立人の親族が経営者であり、10代のころからA専門学校に通いながら同事業所で勤務していたなどの具体的な陳述をしていることから判断すると、申立期間当時、申立人はB社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立人は20歳になった時から厚生年金保険に加入する旨を 事業主から聞き、給与から源泉控除されていた金額をノートに記録していると 陳述しているが、社会保険庁の記録によると、B社が、厚生年金保険の適用事 業所となった日はC社として法人化した後の昭和50年2月12日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

一方、申立人提出のノートをみると、申立期間①と重なる昭和36年3月から37年4月までの期間において、年金保険料として410円(昭和37年4月のみ420円)と記載されており、申立人は給与支給額から源泉控除された厚生年金保険料を含む保険料額を記載したものであると陳述しているものの、給与支給額が記載されていないため、当該控除金額が厚生年金保険料を含む保険料であったか否かについて検証することはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時、健康保険証を使ったことは無く、事業所から健康保険証を受け取った記憶も無いと陳述している。

さらに、申立人が主張する給与からの源泉控除額について、当時の事業主は 既に亡くなっており、その後に就任した代表取締役も所在が不明であるため事 情照会することができず、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらなかったほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は再びB社で勤務したと申し立てているところ、 申立人提出のノート及び同僚の陳述などから判断すると、当時、当該事業所に 勤務していたことが推認される。

しかしながら、上記のとおり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和50年2月12日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

一方、申立人提出のノートをみると、申立期間②と重なる昭和43年6月、44年5月及び同年6月、同年8月から47年2月までの期間について、年金保険料6,200円と記載されており、申立人は給与支給額から源泉控除された厚生年金保険料を含む保険料額を記載したものであると陳述しているものの、給与支給額が記載されていないため、当該控除金額が厚生年金保険料を含む保険料であったか否かについて検証することはできなかった。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した同僚は、「C社には昭和43年ごろに入社したが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和50年2月12日までの期間は、国民年金に加入していた。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時、健康保険証を使ったことは無く、事業所から健康保険証を受け取った記憶も無いと陳述している。

加えて、申立人が主張する給与からの源泉控除額について、当時の事業主は 既に亡くなっており、その後の代表取締役も所在が不明であることから、当時 の事情を照会することはできない上、同僚からも申立人の厚生年金保険料控除 等についての具体的な陳述は得られなかった。

このほか、社会保険庁の記録において、氏名の読み方の違い等による検索を 行ったものの、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらなかった ほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控 除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人提出のノート及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は当時、D社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、D社が法人化し、厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 50 年 4 月 2 日であり、申立期間③は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

一方、申立人提出のノートをみると、申立期間③と重なる昭和49年5月、 同年7月から同年10月までの期間において、年金保険料9,200円と記載され ており、申立人は給与から源泉控除された厚生年金保険料を含む保険料額を記 載したものであると陳述しているものの、給与支給額が記載されていないため、 当該控除金額が厚生年金保険料を含む保険料であったか否かについて検証す ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時、健康保険証を使ったことは無く、事業所から健康保険証を受け取った記憶も無いと陳述している。

さらに、申立人が給与より控除されていた金額について、当時の事業主は所 在が不明であるため照会することができない上、同僚からも申立人の保険料控 除等についての具体的な陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月ごろから43年7月30日まで 私は、A社で昭和41年8月ごろから結婚で退社した43年7月30日まで、 B職(C業務及びD業務。)として働いていた。同社で同僚であった夫(E 職)には昭和42年5月26日から43年7月30日まで厚生年金保険の記録が あるのに、私には加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人のA 社における在職が推認されるほか、雇用保険の記録において、昭和42年5月 26日に資格を取得、同年9月25日に離職とあり、その後同年10月10日に再 度資格を取得し、43年7月29日に離職と記録されていることから、当該期間 における申立人の在職が認められる。

しかしながら、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からは、「A社で厚生年金保険に加入していた者は、F職、E職及びG職等の一部に限られており、一般従業員と呼ばれる申立人のようなC業務、D業務及びH業務の者は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨の陳述が得られた。

また、一般従業員からE職へ職種が変わった複数の同僚からは、「一般従業員として勤務していた期間は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」との上記と符合する陳述が得られた。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は申立期間における保険料控除についての記憶は無く、申

立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から48年9月14日まで

私は、A社で夫と一緒に勤務していた。夫は昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 9 月 14 日まで厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、社会保険庁の記録では私の厚生年金保険の記録は無いとの回答であった。会社は、夫婦一緒に厚生年金保険と雇用保険に加入させてくれていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で夫婦一緒に勤務し、厚生年金保険と雇用保険に加入していたと申し立てているところ、申立人の申立期間における同社での在職については、雇用保険の加入記録及び同社提出の雇用保険被保険者台帳の写しにより確認できる。

しかしながら、A社に係る申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票を見ると、被扶養者の欄に申立人の名前が確認できることから、申立人は、申立期間当時、 夫の健康保険の被扶養者として、厚生年金保険に加入せずに勤務していたこと が確認できる。

また、A社提出の厚生年金・健康保険被保険者台帳の写しによると、一緒に勤務したとされる申立人の夫の名前は確認できる一方、申立人の名前は確認できない。この点について、同社からは「申立人は雇用保険には加入していたものの、厚生年金保険には加入していないことから、パートで勤務し、ご主人の健康保険の被扶養者になっていたのではないかと思う。」との回答も得られた。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による 検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。 このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料 を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 26 日から 43 年 5 月 10 日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の 加入記録が無いとの回答であった。

しかし、申立期間は、A社に勤務していた方に紹介されて同社に入社し、 経理事務を担当していた。また、当時は、健康上の理由で常時通院しており 健康保険証が必要であったので、健康保険と同時に厚生年金保険にも加入し ていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の取引先及び事業主の家族に係る申立人の陳述内容が、申立期間当時の 事業主の息子で後に同社の役員となった者及び申立人の同僚の陳述内容と符 合することから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で 勤務していたことが推認できる。

しかし、雇用保険の記録において、申立人は、申立期間中の昭和 43 年 1 月 11 日に、申立人が申立期間後に勤務したとしているほかの事業所において被保険者資格を取得していることから、申立期間のうち、同日以降については、申立人は、A社に勤務していなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が、自分より先に同社に勤務しており、申立人を同社に紹介してくれたとする者は、申立人が入社日として申し立てている昭和 42 年7月 26日より8か月後の43年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間におけるA社の従業員は30人程度であったと

しているが、申立期間の始期直後の昭和 42 年 8 月 1 日現在において、前述の被保険者名簿で確認できる被保険者数は 19 人であり、当該名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番は無いことから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったこともうかがわれる。

加えて、A社は、平成10年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており当時の関係資料は保管されていない上、事業主も所在不明であることから、同社から申立期間における申立人の厚生年金保険料控除等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月26日から54年4月26日まで

② 昭和55年1月10日から同年2月13日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

しかし、私は、昭和51年6月7日にA社に入社し、62年3月29日に退職するまで、継続して正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間もA社で継続して勤務し、厚生 年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社において申立期間当時に社会保険事務を担当していた者及び同社の元従業員の一人は、申立人は、申立期間は別の会社で勤務しており、同社には在籍していなかったと陳述している。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る備考欄には、健康保険証を社会保険事務所に返納した旨の記載がある。

さらに、前述の社会保険事務担当者は、A社では「健康保険の手続はきっちりしており、在職しているのに被保険者資格を喪失させることは絶対に無い。また、従業員が退職する際は、必ず健康保険証を本人から回収して社会保険事務所に返納していたので、社会保険事務所に健康保険証を返納した記録があるのであれば、申立人は間違いなく退職していた。」と陳述している。

申立期間②についても、申立人は、A社で継続して勤務し、厚生年金保険に

加入していたと申し立てている。

しかし、前述の社会保険事務担当者は、「申立人は、会社とけんかをして退職し、1か月ほどして復職したことがあり、この期間に当たると思う。」と陳述している。

また、申立人の雇用保険の記録をみると、申立期間の直前の資格喪失日は、 厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る備考欄には、申立人がA社で被保険者資格を再取得した昭和55年2月13日より後の同年3月20日に、健康保険証を社会保険事務所に返納した記載がある。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月1日から平成2年4月1日まで

② 平成3年2月7日から9年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と大きく異なっていた。当時の市・県民税特別徴収税額通知書及び源泉徴収票を提出するので、これらに記載された収入金額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間の特別保険料が年金に反映しないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当時勤務していたA社から提出のあった給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

申立期間②については、申立人から提出のあったB社発行の平成7年4月分の給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人から提出のあった平成4年度から9年度までの市・県民税特別徴収税額通知書及び源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額に基づく保険料額及び雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

このため、申立期間①及び②に係るそれぞれの事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

なお、申立人は、平成8年3月、同年6月及び同年12月の賞与支給明細書を提出して、賞与から控除された保険料が年金支給額に反映されていないことは納得できないと主張しているが、賞与から控除された特別保険料が年金支給額に反映されることとなったのは、15年4月以降の措置であり、申立期間当時は反映しないこととされていた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②について、その主張する 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年ごろから40年1月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険加入記録がB社での厚生年金保険加入記録と重複していると回答を受けた。

私は、A社を退職後すぐの昭和40年1月ごろにB社に入社したのであり、 A社とB社の厚生年金保険加入期間が重なっているのはおかしい。

A社に勤務したのは申立期間であるので、当該期間について、厚生年金保 険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同一日の昭和40年1月26日に厚生年金保険被保険者 資格を取得している元従業員1人が、申立人は自分より早く入社したとしてい ることから、期間は特定できないものの、申立人が同年1月26日以前から同 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所で資格を取得している日と同一日の昭和 40年1月26日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は平成7年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、登記所においても法人登記は確認できず、また、当時の事業主及び経理担当者等の連絡先を特定できなかったため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月10日から37年11月ごろまで

船員保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社所有のB船に乗っていた申立期間に係る加入記録が無いとの回答を受けた。

B船には、昭和36年2月から37年11月ごろまで乗っていた。

乗船する船舶がC社所有のD船からA社所有のB船に変更された経緯から、私の雇用主はA社ではなく、C社又は関連会社であるE社であった可能性もある。

申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社所有のB船に乗り、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は船員手帳を所持していないため、船員手帳から申立人の乗 船を確認することができない。

また、申立期間当時、A社所有のB船に乗っていたとする船員2人は、申立人のことを記憶していない。

さらに、A社は昭和 63 年に解散しており、同社の元船員保険担当者 3 人も申立人を記憶していないため、事業所及びこれらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の被保険者証記号番号は連番で欠番も無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

一方、申立人は、申立期間において、当初、C社所有のD船に乗る予定であったことから、自身の雇用主はC社又は関連会社であるE社であったかもしれ

ないとしており、A社の元船員保険担当者及び元船員は、当時、関連会社であったC社とA社との間で、船員を派遣し合うことがあったと陳述している。

しかし、C社の承継先であるF社(人事関係資料の管理者は、G社。)は、同社が保管している申立期間当時のD船関係の資料に申立人に係る記録は無いとしている。

また、E社については、船舶所有者としての登録は無く、同社もH業であり、 船舶を保有したことは無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月から33年2月まで

② 昭和40年12月1日から41年10月10日まで

③ 昭和42年9月15日から43年8月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。申立期間①については、社員であった父に紹介されてA社B支店に入社し、当時のC施設内にあった事業場でD業務従事者として勤務したが、後に事業所内でE業務の訓練をしてF資格を取得しE業務従事者となった。その後、業務中に起こした事故をきっかけに退職した。

申立期間②については、G社で勤務したが、前職のH業務関連会社での経験を評価されて入社後すぐに幹部社員となった。また、事業主に申立期間に誕生した息子の名付け親になってもらっており正社員であったはずである。

申立期間③については、I社でE業務従事者として勤務した。子供もおり健康保険証が必要であったので、同時に厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社B支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B支店において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員に照会したが、回答のあった14名は、いずれも申立人を記憶していない。

また、A社B支店は、同社が保管する厚生年金保険の資格の取得及び喪失に関する届出書を確認したが申立人に係る記録は見当たらないとしている。

さらに、A社B支店では、申立期間当時、D業務及びE業務等に従事するK職は、2年から3年程度の臨時雇用期間を経て正社員になる扱いをしており、臨時雇用の間は厚生年金保険料の控除を行っていなかったとしている。

加えて、前述の元従業員 14 人のうち、10 人も、「K職の場合、入社後 1 年から 3 年程度は臨時雇用の期間があった。」と陳述している上、このうち 7 人についてみると、各人が記憶する入社時期から 3 か月から 3 年弱の期間の後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、これらの者のうち、複数の者は、臨時雇用を経て正社員になる際には 社内試験に合格する必要があったとも陳述しているところ、申立人は、そのよ うな試験を受けた記憶は無いとしている。

申立期間②については、申立人が記憶していた同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もG社で勤務したことが推認できる。

しかし、G社は、昭和43年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、事業所等から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等は確認できない。

また、前述の同僚及び社会保険事務所のG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員の二人は、自身が記憶する入社時期から3か月及び6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認され、申立人自身も、期間は不明であるが試用期間があったと陳述している。

さらに、申立人と一緒にG社に入社したとする申立人の妻は、G社における 厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間③については、申立期間当時にI社及びJ社の両社の事業主であった者の陳述から判断して、申立人が申立期間に両社のいずれかに勤務していたことが推認できる。

しかし、I 社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 42 年 9 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間の事業主は、I社が厚生年金保険の適用事業所では無くなる際に、従業員に対し、各自で国民年金に加入することを勧め、各人の納得を得た上で雇用を継続したとしており、申立人についても同様の説明をし、厚生年金保険には加入しないという条件で採用したはずであると陳述している。

さらに、当該事業主は、厚生年金保険の適用事業所で無くなった以後は、従 業員の給与から厚生年金保険料は控除していないとも陳述している。

一方、J社は、I社の事業主が設立した会社であり、申立人を含むI社の従業員の多くが移籍しているところ、J社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年2月1日であり、申立期間のうち、同日以後の期間については、

申立人は同社において被保険者資格を取得することが可能である。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人から『給与の手取額が多い方が良い。』との申し出があったもので、新規適用日の昭和43年2月1日には資格の取得の手続を行わなかった。その後、同年8月に社会保険事務所の調査があり未加入の適用指導を受けたので、同年9月1日付けで資格の取得の手続を行った。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から同年4月1日まで 私は、昭和38年9月1日から52年3月31日までA社に勤務していた。 退職時に同社とトラブルがあり、退職金は受け取っていない。同社にお ける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、本来、同年4月1日と記録 されるべきところ、同社のいやがらせにより、同年3月1日付けで資格 を喪失したように社会保険事務所に届けられ、事実と相違する内容が誤 って記録されている。同年3月31日まで勤務したことは間違いないので、 申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 3 月 31 日にA社を退職したので、同年 3 月は厚生年金保険の被保険者であるはずであると申し立てている。

しかし、申立人のA社における雇用保険の記録をみると、離職日は昭和52年2月28日となっている。

また、申立人の雇用保険の失業等給付の記録を確認すると、申立人が申立期間中の昭和52年3月15日にB公共職業安定所において求職の申し込みを行い、同年3月16日に同公共職業安定所長により受給資格決定を受けていることが確認できる。

さらに、申立人は、正当な理由無く自己都合で離職したことから、雇用保険法(旧法)第33条の規定により、1か月間の給付制限を受けた後、失業等給付を受給していることが確認できる。

以上のことから、申立人は、昭和 52 年 2 月 28 日にA社を退職し、同年

3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したと認められる。

加えて、A社の事業主は、「申立人の入退社日及び保険料控除については、不明。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月から37年2月まで

私は、昭和35年6月からA県にあるB社の下請業者であったC社に就職 した。当時、私は夜間学校に通学しながら働いており、そのことは私の兄が よく知っているはずである。

勤務していたのは間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年6月にB社の下請業者であったC社に入社し、37年2月まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、また、申立人が陳述している同社の所在地を管轄する法務局において商業登記簿を確認したが、同事業所の記録は見当たらなかった。

さらに、申立人は、C社在職当時の事業主及び同僚について全く記憶しておらず、これらの者から申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、C社における雇用形態についてアルバイト又はパート勤務と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年夏又は秋ごろまで

② 昭和27年夏又は秋ごろから29年1月1日まで

③ 昭和29年3月13日から同年4月1日まで

私は、昭和25年3月の高校卒業後、A県B施設で学び、26年3月に卒業した。同年4月1日にC社に入社し、29年3月31日まで3年間、同じ場所で勤務した。1年半ぐらい経ったころだと思うが、途中で事業所名がD社本店に変わった。26年4月1日から29年1月1日までと、同年3月13日から同年4月1日までの厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。申立期間①をC社、申立期間②及び③をD社本店での厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は同僚3人と共にA県にあるC社の事業所で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、C社の後継事業所であるE社は、申立人が勤務していたとする事業所(同僚の陳述では、H支所。)がC社の事業所であったことを確認できず、また、近隣のF県にあったC社G工場に係る被保険者名簿にも申立人及び同僚3人の記録は無いと陳述している。

さらに、申立人の記憶する同僚3人のうちの1人は、申立期間当時の事業所名を記憶しておらず、また、厚生年金保険に加入していなかったと陳述している。

申立期間②について、申立人は、同僚3人と共にD社本店で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の記憶する同僚3人のうち、1人は、申立期間当時の事業所

名を記憶しておらず、また、厚生年金保険に加入していなかったと陳述している。

また、D社本店は、昭和20年代の書類は廃棄したので詳細は不明と回答していることから、申立期間②についての勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

申立期間③について、申立人は、D社本店で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、D社本店に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した申立期間当時に勤務していた従業員4人のうちの3人は申立人を記憶しておらず、1人は申立人の退職時期を記憶していないと陳述している。

また、D社本店は、昭和20年代の書類は廃棄したので詳細は不明と回答していることから、申立期間③についての勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から 厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から38年まで

私は、A学校を卒業後、昭和36年4月1日にB社に入社し、38年まで勤務した後、C社へ転職した。B社に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無いという回答であった。同社を退職した日は覚えていないが、勤務していたことに間違いはないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の従業員の陳述から、申立人が申立期間のうちの一定期間、同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録のある従業員の一人は、申立人はD職として入社したと陳述しており、申立人は、仕事内容が同じであったにもかかわらず、待遇面で差別を受けていたと陳述している。このことは、申立人と同じA学校を卒業後、同社に同期入社したとする同僚が、入社後1年5か月後の昭和37年8月25日に被保険者資格を取得していることと符号する。また、別の従業員は、B社のG職は、入退社が頻繁にあったため、適切な社会保険事務手続が行われていなかった可能性があると陳述している。

さらに、申立期間当時に当該事業所が加入していたE健康保険組合F支部に対して、申立人の加入記録を照会したところ、同支部が保管する被保険者名簿に申立人の名前は見当たらないとの回答であった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月19日から42年4月1日まで

② 昭和42年4月1日から45年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について、C社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社の昭和40年8月19日から42年4月1日まで及びB社の同年4月1日から45年4月1日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金という給付制度そのものを知らなかった。何回か社会保険事務 所へ行ったが同じ回答なので今回申立てをした。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社を退職し厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和45年7月7日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和45年5月8日に 社会保険事務所に受け付けられていることが確認できるとともに、申立人が当 時居住していた住所地と脱退手当金の振り込みを希望する金融機関として、同 住所地に近接する銀行名と口座番号が記載されている上、B社が発行した「昭 和45年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」が添付されていることが確 認できる。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期に(おおむね2年以内)に支給要件を満たし資格を喪失した女性被保険者 12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち6人(申立人を含む。)が資格を喪失後約4か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が

散見されることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

そのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年6月28日まで

② 昭和29年6月28日から30年10月1日まで

③ 昭和30年10月1日から35年1月11日まで

厚生年金保険加入期間について、B社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社で勤務していた昭和28年4月1日から35年1月11日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年4月30日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後14ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者28人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め24人に支給記録が確認でき、うち19人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の 表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤 りは無いほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月2日から30年9月20日まで

② 昭和31年10月15日から32年8月6日まで

③ 昭和32年11月26日から33年12月26日まで

厚生年金保険加入記録について照会申出書を提出したところ、申立の3 社に係る期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。脱退手当 金受給に係る最後の事業所であるA社は、夫も勤務していたが、自分の年 金記録だけが脱退手当金支給済みとなっているのは納得できない。

脱退手当金は請求したことも受給したこともなく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社、C社及びA社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求 した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年3月20日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、A社を退職後、昭和53年9月まで厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、昭和34年1月 に氏名変更がなされていることが確認でき、脱退手当金の請求に併せて氏名変 更が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から34年4月1日まで

② 昭和35年4月1日から36年4月1日まで

③ 昭和43年4月1日から44年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA事業所に住み込みで勤務し、申立期間②はB事業所に住み込みで勤務し、申立期間③はC事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和31年4月1日から34年4月1日までA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年5月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、昭和32年の夏にA事業所に入社したとする元従業員は、「申立人は、 昭和32年の年末に入社してきたが、2か月ほどで退職した。」と陳述してい る。

さらに、別の元従業員の二人は、「A事業所では、見習期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述しており、当該元従業員の厚生年金保険の加入記録をみると、両人の同社における資格取得日は、両人がそれぞれ記憶している入社時期の3か月から8か月後となっている。

加えて、A事業所は、昭和56年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主も既に死亡しているため、同事業所及び元事業主から、申立

人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

また、社会保険事務所のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

申立期間②については、申立人は、昭和35年4月1日から36年4月1日まで、B事業所に住み込みで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所 としての記録は無い。

また、B事業所の現在の事業主は、「当事業所は、これまで適用事業所になったことはない。また、私は申立期間当時から当事業所で勤務しているが、申立人を記憶していない。」と陳述している。

さらに、申立期間当時のB事業所の事業主は既に死亡しており、また、申立 人は、同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務状況等 を確認することはできない。

申立期間③については、事業主の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がC事業所で勤務していたことが認められる。

しかし、C事業所の事業主は、「申立人は、一時期、臨時の日雇従業員として当社で勤務していたことはあったが、2か月から3か月で退職した。また、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料も控除していなかった。」と陳述している。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤 務実態について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名 簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不 自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年又は33年ごろから同年7月2日まで

② 昭和34年5月ごろから35年6月1日まで

③ 昭和35年8月1日から同年10月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、A社に昭和32年又は33年ごろから勤務したのに、同年7月からの加入記録しかなく、また、申立期間②及び③についても、B社に1年ないし2年勤務したのに、2か月の加入記録しかなく納得できない。申立期間①、②及び③についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和32年又は33年ごろからA社で勤務 し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が名前を記憶している同僚は既に死亡しており、また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、複数の元従業員は、「申立期間当時、A社では入社後2か月から1年の試用期間があった。」としており、そのうちの一人は、「試用期間中は厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と陳述している。

加えて、A社は、平成13年に合併により解散しており、合併後の会社も現在は連絡が取れない上、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、事業所等からも申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

申立期間②及び③については、申立人は昭和34年5月ごろからB社で1年ないし2年勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和35年6月1日であり、申立期間②は適用事業所ではない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいないため、同僚等から申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

さらに、B社は、昭和49年に解散しており、元事業主の所在も不明であるため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月から32年5月1日まで

② 昭和33年12月29日から34年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和31年5月から34年12月まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和32年5月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人自身も、入社後1年ほどしてからA社が厚生年金保険の適用事業所になったと陳述している。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は、「A社が厚生年金保険の新規 適用事業所となる以前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは なかった。」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、昭和34年12月までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が氏名を記憶している上司、同僚及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者は一人であり、そ

の者も申立人の退職時期は分からないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

また、申立人は、「昭和34年ごろから不景気で会社の業績が悪くなり、同年にB職全員が退職したが、同時期又は同年12月に自身も退職した。」としているが、前述の被保険者名簿を見ると、A社の被保険者数は、昭和32年7月1日時点では30人であったものが33年8月1日には3人にまで減少し、この時点でB職は全員が資格を喪失しており、その後は被保険者数が増加に転じ、申立人が退職したとする34年12月の時点では13人となっていることから、申立人の陳述内容と符合しない。

さらに、A社の元事務担当者は、「私が昭和31年暮れに入社してから程なく して景気が悪くなったため、B職をいったん解雇した。」と陳述している。

加えて、A社が社名を変更したC社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月ごろから26年12月ごろまで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立 期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、昭和20年12月ごろから 26年12月ごろまで、A社の事業主宅に住み込み、B業務等に従事していた。 申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和24年7月15日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、A社の元事業主及び申立人が氏名を記憶している申立期間当時の事務 担当者は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保 険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、申立期間に申立人と同居していた元事業主の娘婿及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会したが、申立人が同社で勤務していたことを確認することはできなかった。

加えて、申立人は、「事業主から小遣いをもらった覚えはあるが、A社から 給与を支給されたことは無く、健康保険証も所持していなかった。」と陳述し ている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月28日から38年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨回答を受けた。同社を退職後、同社の事務担当者のうちの一人から、私のA社での厚生年金保険の加入記録について、「5年ぐらい有る。」と聞いたことがあるが、社会保険事務所では3年ほどしか加入記録がないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事務担当者は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった 当時、厚生年金保険に加入を希望しない者は厚生年金保険に加入していなかっ た。」と陳述している。

また、申立期間にA社において被保険者記録が有る2人の元従業員が記憶している同僚のうちの2人は、同社において厚生年金保険被保険者としての記録が無いほか、申立人が名前を記憶している同僚10人のうち、所在が判明し聴取することができた3人中2人及び申立期間に同社で被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた元従業員2人は、自身が記憶する入社時期より約3か月から8年後に被保険者資格を取得しており、A社では、必ずしも適用事業所となった時期以降において従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、採用後すぐには従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和61年12月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっ

ており、元事業主等役員は死亡又は所在不明であることから、これらの者から 申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することは できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月1日から平成9年11月1日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社 においてB業務に従事していた申立期間の標準報酬月額が、当時実際に受け 取っていた報酬額に比べて著しく低く記録されていることが分かった。

A社で厚生年金保険に加入した時に、事業主から、「年金の月額が8万円 又は9万円になるような報酬を支払う。」旨説明を受けたと記憶しているが、 年金裁定請求時の年金支給見込額は、それよりも著しく低い額である。

A社での報酬額は記憶していないが、年金額が月8万円又は9万円になるように申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、事業主から、「年金の月額が 8万円又は9万円になるような報酬を支払う。」と説明を受けたのに、実際の 年金額は、当該金額より低額であると申し立てている。

しかし、事業主が昭和59年12月から平成9年10月までの申立期間の報酬額について、21年5月に60歳になる申立人の年金額を調整して支払ったとは考え難い。

また、社会保険事務所における申立人の申立期間の標準報酬月額は、8万円 又は9万8,000円であり、申立人が事業主から説明を受けたとする金額は、申 立期間当時の「標準報酬月額」であると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、自宅で下請としてA社の仕事に従事していたとしており、報酬額についても、出来高払いで受け取っていたので毎月変動しており、金額は記憶していないとしている。

加えて、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、 申立人の申立期間における報酬額及び保険料控除額は確認できない。

また、申立人がA社において、申立人と同様に同社の下請としてB業務に従事していたとする者に、申立期間における厚生年金保険料控除の状況について照会を行ったが、回答は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月 額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から35年4月1日まで

② 昭和35年10月1日から39年7月1日まで

③ 昭和43年7月4日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨回答をもらった。同社には、昭和34年6月1日から43年11月まで継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③も、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述及び戸籍の附票における転居の記録から 判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年9月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、申立人が同時期入社であり同じ業務に従事していたとする同僚二人の うち、一人は、A社における資格取得日が申立人と同日であり、申立人が約1 年勤務したとするもう一人は、同社での厚生年金保険加入記録が見当たらない。

さらに、申立期間当時のA社の総務事務担当者が、同社では3か月程度の試用期間があったとしているところ、照会を行った元従業員20人のうち、3人は、自身が記憶する入社時期より2か月から8年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

なお、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、 申立人の厚生年金保険記号番号は、申立期間後の昭和35年4月に払い出され ていることが確認できる。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうち、一部の期間について、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を 見ると、申立期間の前後に、申立人と同様に被保険者資格をいったん喪失し、 その後再取得している被保険者が6人確認でき、そのうちの1人は、加入記録 が無い期間も同社に継続して勤務していたと陳述している。

また、当該被保険者6人のうち、1人は、「社長より、新しい工場ができるまで自宅で仕事をするように言われ、同じ仕事を自宅でしていた。保険料控除の有無については覚えていない。」と陳述しており、さらに、別の者は、「自宅で作業するようになったものの、当初から請負であり、あるときに社長から厚生年金保険に入らないかと言われ加入した。」旨陳述している。

申立期間③については、申立人は、当該期間もA社に引き続き勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、同僚の一人は、「申立人は、昭和39年ごろに独立して自宅で仕事をしていた。」と陳述しており、申立人自身も「昭和39年8月にアパートを借りて自宅とし、以後は自宅で仕事をした。」と陳述していることから、申立人は、申立期間において、請負としてA社の仕事をしていたものと推認される。

また、申立期間において請負であったとする者二人は、前述の被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を喪失及び再取得しており、申立期間の加入記録は無い。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、申立人の健康保険証が昭和 43 年 7 月 4 日の資格の喪失に併せて返納されていることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は高齢のため聴取できないことから、申立期間①、②及び③における保険料控除等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から5年4月1日まで

私は、申立期間においてA社で代表取締役として厚生年金保険に加入していた。申立期間当時に支給されていた実際の給料と比較して、社会保険庁に届け出されている標準報酬月額がさかのぼって不当に低く減額訂正処理されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日(平成5年4月29日)の後の平成5年6月8日付けで、2年6月から同年10月までの期間は11万8,000円、同年11月から5年4月までの期間は9万8,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時の取締役から、「当初、当該事業所はB社との取引が専業だったが、ほかの事業に進出し始めたころから業績が悪化した。」と陳述していることから、当時、資金繰りが苦しかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「B社から取引先をはずされた後の平成5年1月1日以降は急激に業績が悪化したので保険料の滞納はあったと思う。しかし、遡及訂正について社会保険事務所から説明を受けたかどうかも覚えておらず分からない。」としているが、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ず、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から14年9月5日まで

私は、A社で勤務していた平成11年3月1日から14年9月5日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、勝手に9万8,000円に引き下げられており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年3月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から14年8月までの期間は62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日(平成14年9月5日)より後の同年9月18日付けで、申立期間についてさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時及び遡及訂正処理 日において、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、破産管財人が保管する財団債権弁済報告書により、A社の破産に伴い 社会保険事務所が破産管財人に対して、交付要求した厚生年金保険料は1,092 万9,010円であり、同社の加入するB厚生年金基金が交付要求した掛金等は 492万4,526円であることが確認でき、申立期間当時、A社が厚生年金保険料 を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所が申立期間の標準報酬月額を勝手に引き下げたと主張しているがB厚生年金基金が保管する月額変更届及び記録事項訂正届により、申立人の申立期間の標準給与月額は破産宣告日(平成14年9月*日)直前の平成14年9月18日付けで9万8,000円に引き下げられたことが確認できるほか、同基金の担当者は、「A社の経営状況が悪く、保険料を滞

納していたので話し合いの上、さかのぼって標準報酬月額を引き下げる届出を受け付けたと思う。届出書は3枚複写であり、同一のものが社会保険事務所にも届け出られているはずである。届出書には代表取締役印が押されており、当基金としては、A社の事業主が内容を確認した上で届け出たものとして受け付けている。」と陳述している。

以上のことから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、 又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはで きない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する代表取締役として自ら標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から8年8月31日まで

私は、A社で勤務した平成6年8月1日から8年8月31日までの期間については、給与の月額は22万円ぐらいであったにもかかわらず、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が9万2,000円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、 平成6年8月から7年9月までの期間は22万円、同年10月から8年7月まで の期間は24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所 で無くなった日(平成8年8月31日)より後の同年9月11日付けで、申立期 間についてさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認でき る。

しかしながら、A社は法人格を有さない個人事業所で、社会保険庁の記録により事業主は申立人の母親であることが確認できるほか、申立人も、「申立期間当時、母親と同居し、生計同一関係にあった。」旨の陳述をしているところ、戸籍の附票により、申立人が申立期間当時、母親と同じ場所に住所を定めていることが確認できる。

また、申立人は、「母親は高齢であり、A社に関係する仕事をしていなかった。申立期間当時の私以外の従業員5人から6人は、日勤払いで社会保険には加入していなかった。」と陳述しているところ、社会保険庁の記録により、同社における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者は申立人のみであることが確認できること、及び申立人は、「はっきりした記憶は無いが、社会保険事務所で資格の喪失の届出をしたように思う。」旨の陳述をしていることなどから判断すると、申立人は、申立期間当時、同事業所において社会保険事務の責

任者であったと考えられる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所において事業主でなかったものの、当該事務の執行に当たっていた申立人が自ら資格の喪失に係る意思決定を行うなど、申立期間の社会保険事務に関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年から53年まで

私は、昭和43年から53年まで10年間ほどA社に勤務し、B業務に従事 していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述から判断すると、在職期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳において、申立人及びその妻は申立期間と重なる昭和36年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A社の当時の人事担当者は、「A社では、社会保険加入について、本人からの強い希望がない限り健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。給与の手取り額が多い方が良いとの理由から国民年金に加入する者が多かった。」と陳述している。

さらに、A社は既に適用事業所で無くなっており、事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月15日から37年5月10日まで 私は、昭和36年6月15日から37年5月9日までA社でB業務に従事していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での勤務期間が厚生年金保険の未加 入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、同社で同一作業に従事していた同僚として名前を挙げた4人の被保険者記録が確認できることから、在籍期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、上記の同僚4人のうち、連絡先が判明した2人は、「申立人のことは覚えていない。」旨陳述している上、申立人をA社に紹介したとされる同僚は所在不明であり、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる申立人と同一作業に従事していたとする2人を含む複数の別の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している同僚は見当たらず、同社での申立人の在籍時期及び勤務実態に関する陳述は得られなかった。

また、同僚の一人は、「A社では、勤務態度に応じて個人ごとに期間の差はあったものの、入社から一定期間経過後に成績が良ければ正社員となり、厚生年金保険に加入できた。」旨陳述していることから、A社では、一部の従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、A社は、昭和37年5月23日に適用事業所では無くなっており、事

業主及び事務担当者は所在不明のため、申立人の在籍時期、勤務実態及び申立期間の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号の 欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間にA社に勤務し、健康保険証を交付されていたとする申立人の主張のほかに申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月21日から50年6月21日まで

② 昭和60年5月21日から61年5月1日まで

私は、昭和 49 年 3 月にA事業所に就職したが、社会保険庁の記録では、 同事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日が50年6月21日とされて いる(申立期間①)。

また、私は、A事業所が昭和 60 年 5 月 * 日に閉鎖された直後から B 社に 勤務したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の 取得日が 61 年 5 月 1 日とされている(申立期間②)。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、管轄社会保険事務所が保管するA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認でき、申立期間以前から同事業所に勤務していたと陳述している同僚二人の証言から、申立人が申立期間①に同事業所に在籍していたことは推定できる。

しかし、A事業所は、昭和50年6月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間①において、同事業所は適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に、A事業所が適用事業所となった昭和50年6月21日と同一日に同事業所での厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、申立期間①に国民年金に加入し国民年金保険料を納付済みであることが社会保険庁の記録から確認でき、当該同僚二人は、「私は、申立期間①以前からA事業所に勤務していたが、同事業所が適用事業所となるまでの期間は、国民年金及び国民健康保険に加入していた。」旨陳述している。

さらに、A事業所は、昭和60年5月21日に適用事業所では無くなっており、 事業主及び同事業所の給与計算を行っていたとされる顧問税理士は所在不明 であるため、申立人の申立期間①の厚生年金保険料の控除に関する陳述が得ら れない。

申立期間②について、B社の事業主の陳述から、申立人が申立期間②に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、B社は、昭和 61 年 5 月 1 日に適用事業所となっていることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間②において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、B社の事業主は、「私自身が、当時の給与計算を担当しており、会社 が適用事業所となる前の期間である申立期間②の厚生年金保険料は控除して いない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月ごろから62年ごろまで 私は、昭和57年10月ごろから62年ごろまでA市(現在は、B市E区。) のC社にD職として勤務していた。

社会保険庁の記録では、C社で勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、同社での給与から厚生年金保険料が控除されていたように思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録から、申立人が申立期間のうち、昭和59年3月10日から60年7月10日までC社に勤務していたことが確認できるものの、申立人の雇用保険受給資格者証から、申立人は、申立期間の前に勤務していた事業所を離職後に57年12月20日から58年5月26日までの失業等給付を受給していること、及びC社を離職後に60年7月23日から同年10月20日までの失業等給付を受給していることが確認でき、申立人は、申立期間のうち、58年5月26日以前の期間及び同社離職日の60年7月10日以後の期間には、同社に在籍していなかったものと考えられる。

また、申立人が勤務していたとするC社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。さらに、C社の事業主及び同社での同僚の氏名等に関する申立人の陳述が得られなかったことから、申立期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況が確認できない。

加えて、E市は、「申立人は、昭和57年10月21日から平成3年4月2日まで国民健康保険に加入している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会 保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、 申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月27日から42年12月5日まで 社会保険庁の記録では、A事業所で勤務していた昭和37年12月27日から42年12月5日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給 済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続をしておらず、受給していないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同名簿の申立人欄には、「脱」表示の下に「43.5」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和43年5月31日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は同年5月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、A事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和43年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月27日から43年2月21日まで 社会保険庁の記録では、昭和38年12月27日から43年2月21日までの 期間に係る脱退手当金を支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を請求 した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月ごろから46年1月1日までの期間及び49年3月ごろから同年9月ごろまでの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から48年7月までの期間 及び53年7月から平成5年3月までの期間について、厚生年金保険被保険者 として、その主張する標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月ごろから46年1年1日まで

- ② 昭和46年1月から48年7月まで
- ③ 昭和49年3月ごろから同年9月ごろまで
- ④ 昭和53年7月から平成5年3月まで

私は、A事業所に昭和45年5月ごろから46年1月1日まで(申立期間①) 及び49年3月ごろから同年9月ごろまで(申立期間③)勤務したが、社会保 険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

また、当該事業所で勤務した昭和46年1月から48年7月まで(申立期間②)及び53年7月から平成5年3月まで(申立期間④)は、当時の明細書で控除されている保険料の額からみて標準報酬月額が低いと思うので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人は、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年1月 1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A事業所の元事業主は、「申立人に係る人事記録は残っていない。」、「申立人が何度か入退社したことは記憶しているが、申立人が勤務した期間を

明確に覚えていない。」と回答しており、さらに、申立期間①及び③について同僚から申立人に関する事情を聴取できなかったことから、申立人の同事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び④については、申立人は、当時の明細書で控除されている保険料の額からみて標準報酬月額が低いと申し立てているところ、申立期間④のうち、昭和56年12月以降の期間については、申立人は、同年12月から57年4月までの期間及び60年1月から同年10月までの明細書を所持しており、各月において、申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の約2倍に相当する額(事業主負担分を含めた金額)が控除されていることが認められる。

しかし、A事業所の元事業主は、「当店で働いていたB業務従事者は、途中から受取制(請負)で仕事をしていた。当店専属であったが、全員個人事業主としてB業務費用を支払っており、従業員ではなかった。申立人が所持しているものはB業務費用の支払明細書である。」としており、同事業所で受取制(請負)のB業務従事者を厚生年金保険に加入させていた経緯について、「複数のB業務従事者から社会保険に加入してほしいという要望があり、当時、国民健康保険より健康保険の方が自己負担額は少なく、B業務従事者にとって得であろうという思いで加入させた。その際、保険料を全額B業務従事者が負担することを条件とし、了解が得られたので加入手続を行った。」と回答している。

また、申立人は、「A事業所は、最初は月給制であったが、途中から受取制に変わった。」と陳述しており、申立人から提出された明細書の内容からも、受取制(請負)による勤務形態であったことが認められる。

さらに、A事業所の取引先に勤務していた関係者は、「A事業所の受取制の B業務従事者に対する支払明細書を事業主から依頼を受けて書いていたこと があった。受取制のB業務従事者は全員、社会保険料が高かったが、報酬も多 く、みなさん納得して働いていると思っていた。当時、社会保険料額について B業務従事者が不満を言ったことを聞いたことは無いように記憶している。」 と陳述している。

加えて、社会保険事務所のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

また、申立期間②及び④のうち、上記以外の期間については、申立人は、標

準報酬月額が実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と比べて低いと申し立てているところ、申立人から資料の提出は無く、これを確認することができない。

さらに、A事業所は、平成5年4月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の資料は残されていないことから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年5月1日まで

代表取締役として標準報酬月額変更届を提出した覚えが無いのに、平成 4年2月1日から5年5月1日までの標準報酬月額が8万円に訂正されて いる。

当時会社の業績は好調で、平成4年6月からは新工場もでき、同年7月には厚生年金基金にも加入した。このような時期に給料の減額及び保険料の不払いはあり得ないと思うので、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった平成5年5月1日以後の同年7月16日付けで、さかのぼって8万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿から、申立人は義弟と共に同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、A社から提出された法人税確定申告書控によると、同社は平成4年及び5年に損失金が発生しており、申立人は、「平成5年には経営が立ち行かなくなり、取引先と相談し、会社を精算して新会社(B社)を設立した。」と陳述していることから、同社の厚生年金保険料についても、同社が適用事業所で無くなった日以降に何らかの方法で処理する必要があったものと推察できる。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者の多くが、同社が適用事業所で無くなった日に新たに適用事業所となった新会社(B社)の被保険者資格を取得しているが、申立人は新会社で被保険者資格を取得しておらず、これについて申立人は、「会社に残って残務処理をしていた。」と陳述しており、A社の社印の管理についても、「はっきりした記憶は無いが、金庫に保管していたと思う。」と陳述している。

以上の事情から、申立期間に係る平成5年7月16日付けの遡及訂正手続について、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ず、また、申立人の一切の関与も無しに無断で処理を行ったものとは考え難く、当該標準報酬月額の減額処理については、申立人が関与していたものと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月から36年9月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にて勤務した期間の加入記録は無いとの回答をもらった。厚生年金保険に加入していたはずなので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年8月から36年9月までA社で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和35年2月21日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立事実を確認できる関連資料は無く、事業主等の連絡先も不明であることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で昭和34年2月から35年2月まで加入記録がある同僚は、「申立人のことは知らない。」と陳述している。

さらに、申立人は、「従業員は50人ほどいた。」と陳述しているが、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号は、欠番が無く*番までとなっており、申立人が同社に勤務を開始したとする昭和34年8月の被保険者数は事業主を含め9人のみであることが確認できる。

加えて、A社に勤務していた当時の申立人は、本名を名乗っておらず、生年 月日も戸籍謄本と一致しないため、社会保険庁の記録において、戸籍謄本の氏 名と生年月日、申立人が使用していた氏名と生年月日による組み合わせ等によ り検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について は確認することができない。 このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月10日から11年1月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 (現在は、B社。)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い 旨回答をもらった。同社には、平成6年11月10日から11年4月1日まで 勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びB社の回答から、申立人は、申立期間にA社で勤務していた ことが認められる。

しかしながら、B社は、同社が保管する厚生年金保険料増減内訳書及び厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書の記録から、「申立人は、平成11年1月1日から社会保険に加入し、申立期間は厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、B社は、「申立人はアルバイト勤務であった。」と回答しており、申立人も「アルバイトとして雇用されていた。」と陳述している。

さらに、A社で申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「当時のアルバイトは、本人の希望により任意で厚生年金保険に加入させていた。申立人と同時期に勤務していたアルバイトの同僚も入社当時は厚生年金保険に加入せず、数年後に加入したと聞いている。」と陳述しており、申立人が同社で勤務を始めた平成6年11月から共に勤務したと記憶しているアルバイトの同僚の厚生年金保険被保険者資格は、3年5か月後の10年4月1日であることが確認できる。

以上の事情から、A社は、申立期間においてアルバイト勤務者を本人の希望

により任意で厚生年金保険に加入させていたが、申立人については同加入手続を行っておらず、平成11年1月になって当該手続を行ったものと推察される。 このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を 控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から36年1月6日まで

② 昭和40年9月30日から41年2月1日まで

私は、昭和33年10月にA県B市にあるC業を営むD社に就職し、42年5月に退職するまで同社で勤務していた。従業員は20人程度だったと思う。会社のミスで私の厚生年金保険加入記録が失われたと思われるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年10月1日にA県B市に事業所のあったD社に入社し、 42年5月31日まで勤務していたと申し立てている。

申立期間①について、申立人がD社に継続して勤務していたことは、申立人が記憶する当時の同僚及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の同僚の陳述により推定できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、昭和35年10月1日にD社で厚生年金保険被保険者資格を喪失している従業員が申立人を含めて46人存在し、うち申立人を含む3人が3か月後の36年1月6日に、1人が4か月後の同年2月10日に同社で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、上記 46 人のうち、29 人がE県F市に事業所のあったD社で昭和 36 年 2 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

これらの状況から、D社が昭和35年10月1日に申立人を含む46人の従業員の厚生年金保険被保険者資格を誤って喪失させたとは考え難い。

次に申立期間②について、申立人がD社に継続して勤務していたことは、同社の当時の事業主(既に死亡)の長男の陳述により推定できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、D社は、昭和40年9月30日に厚生年

金保険の適用事業所では無くなっており、また、申立期間直後に厚生年金保険被保険者期間のあるG社(事業主は、D社の事業主の長男。)は、41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②当時はD社、G社共に適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社の事業主の長男は、「当時父の会社の経営が苦しく、給与の遅配もしばしばあり、社会保険料もまともに支払える状態ではなかったと思う。勤務はしていたが、給与から保険料控除を行っていなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年 金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。